



花巻市高齢者いきいきプラン

花巻市高齢者福祉計画・

第7期介護保険事業計画

(2018年～2020年)

平成30年(2018年)3月

岩手県花巻市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の趣旨	2
3 計画の法的位置づけと他計画との関係	2
4 計画期間.....	3
5 計画の策定体制.....	3
第2章 花巻市の現状とこれまでの振り返り	5
1 人口の推移と将来推計	5
(1) 人口及び高齢化率の推移と推計.....	5
(2) 介護保険被保険者数の推移と推計.....	6
2 高齢者のいる世帯の状況	7
3 要介護認定者の状況と将来推計.....	7
4 花巻市の地域特性.....	8
5 日常生活圏域の設定.....	9
(1) 日常生活圏域の定義.....	9
(2) 花巻市における日常生活圏域の設定.....	9
6 調査結果から見た各日常生活圏域の高齢者像.....	10
(1) 要介護認定者と一般高齢者の詳細.....	10
(2) 生活支援事業対象者と生活支援を担う元気高齢者	11
(3) 地域活動参加者が生きがいを感じている割合.....	11
(4) 地域づくりに対する参加意向.....	12
(5) 介護に対する希望.....	13
7 第6期計画の振り返りと第7期計画における課題整理.....	14
(1) 第6期計画の振り返り（評価）	14
(2) 第7期計画における課題整理.....	15
第3章 計画の基本的な施策目標	19
1 計画の基本目標.....	19
2 計画の施策目標.....	20
3 施策の体系	20
4 地域包括ケアシステムの体制整備.....	21

第4章 施策の展開.....23

施策目標Ⅰ 高齢者の積極的な社会参加の推進

～生涯現役として活躍できる地域づくり～ 23

1 積極的な社会参加の推進 23

(1) 交流機会の充実 23

(2) 高齢者の就労支援 24

施策目標Ⅱ 高齢者の健康づくり

～健康長寿に向けた継続性のある取り組み～ 25

1 健康づくり・介護予防の推進 25

(1) 健康づくりの推進 25

(2) 介護予防の推進 25

施策目標Ⅲ 安心して生活できる環境づくり

～いつまでも住み慣れた地域で生活ができる支援体制の整備～ 27

1 地域包括ケアシステムの充実 27

(1) 地域包括支援センターの充実 27

(2) 日常生活の支援体制の整備 29

(3) 医療と介護の連携推進 32

(4) 認知症施策の推進 35

(5) 地域ケア会議の推進 37

(6) 高齢者の居住安定に係わる施策との連携 38

2 生活を支援するサービスの充実 40

(1) 情報提供・相談体制の充実 40

(2) 高齢者福祉サービスの充実 40

(3) 家族介護者・在宅要介護者への支援 42

(4) 生活支援サービスの提供体制の充実 43

3 地域での見守りの仕組みづくり 45

(1) 見守り助け合える地域づくり 45

(2) 高齢者権利擁護体制の充実 45

施策目標Ⅳ 介護保険サービスの充実

～持続可能な介護保険事業の運営～ 46

1 効果的・効率的な介護保険事業の運営 46

(1) 保険者機能の強化 46

(2) 介護保険サービスの確保・質の向上 47

(3) 介護給付適正化に向けた取り組み 48

2 第7期における介護保険サービスの提供 49

(1) 地域ニーズにあった介護保険サービスの提供 49

(2) 介護保険サービスの基盤整備計画	49
(3) 居宅サービスの提供（実績と見込み）	50
(4) 地域密着型サービスの提供（実績と見込み）	53
(5) 施設サービスの提供（実績と見込み）	54
第5章 介護保険給付費の見込みと介護保険料の算出	57
1 介護保険事業費の推計	57
(1) 推計方法の手順	57
(2) 介護保険サービス給付費の見込み	58
(3) 標準給付費	60
(4) 地域支援事業費	60
2 介護保険料の設定	61
(1) 介護保険料の段階設定	61
(2) 所得段階別対象者	62
(3) 第1号被保険者数と所得段階別被保険者数	62
(4) 調整交付金及び準備基金等	63
(5) 介護保険料基準月額の設定	63
(6) 第1号被保険者保険料（第7期）の設定	64
第6章 計画の推進に向けて	65
1 計画の運用に関するPDCAサイクルの推進	65
2 評価指標の設定	65
3 計画の推進体制	67
(1) 庁内連携の強化	67
(2) 県との連携	67
(3) 近隣の市町相互間の連携	67
4 市民への普及啓発	68
資 料 編	69
1 花巻市介護保険運営協議会規則	69
2 花巻市介護保険運営協議会 委員名簿	70
(1) 市民を代表する者	70
(2) 介護保険サービスの事業者	70
(3) 関係団体等の代表者	71
(4) 医師及び歯科医師	71
(5) 知識経験を有する者	71



第1章



計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

高齢社会が抱える介護問題の解決を図るため、社会全体で要介護者等を支援する仕組みとして平成12年（2000年）に創設された介護保険制度は、今や介護を必要とする方をはじめ高齢者の生活を支える制度として定着しています。

団塊の世代全てが75歳以上となる平成37年（2025年）を見据え、今後さらに高齢化が進展すると予測され、それに伴い認知症高齢者や高齢者ひとり暮らし世帯など、なんらかの支援が必要な高齢者が増えていくと見込まれることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができる体制を整備する必要があります。

一方、高齢者を支えている介護保険制度を維持していくこともまた重要な課題です。限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら必要な介護サービスを確保することに加え、医療や介護予防、さらには住まいや自立した日常生活のための支援などが包括的に確保される体制（以下、「地域包括ケアシステム」という。）を地域の実情に応じて充実させていくことが重要です。

このような状況の中、国では平成26年（2014年）に介護保険制度の持続可能性の確保と効率的で質の高い医療提供体制の構築に向け、介護保険制度と医療制度の一体的な改定を行いました。介護保険制度においては「地域支援事業の充実」「低所得者の保険料軽減の強化」「予防給付のうち訪問介護・通所介護を地域支援事業へ移行」「特別養護老人ホームへの新規入所者を原則要介護3以上の高齢者に限定」「所得・資産のある人の利用者負担の見直し」の改革が行われました。

さらに、平成29年（2017年）5月には、地域包括ケアシステムの充実と介護保険制度の持続を目指した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、介護保険制度の見直しが行われたところです。



2 計画の趣旨

花巻市高齢者いきいきプラン「花巻市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）は、これまでの介護保険制度の基本的理念を踏まえるとともに、花巻市（以下、「本市」という。）のこれまでの取り組みを引き継ぎつつ、平成37年（2025年）を見据え、前期計画で掲げた「地域包括ケアシステムの構築」について、高齢者を取り巻く状況、地域の特性や特色などを踏まえた着実な取り組みにより、地域包括ケアシステムの体制整備を進める計画とします。

具体的には、国が示す第7期介護保険事業計画の基本指針に定められた以下の5項目に即し、本市における地域包括ケアシステムの充実に向け、事業や施策を推進します。

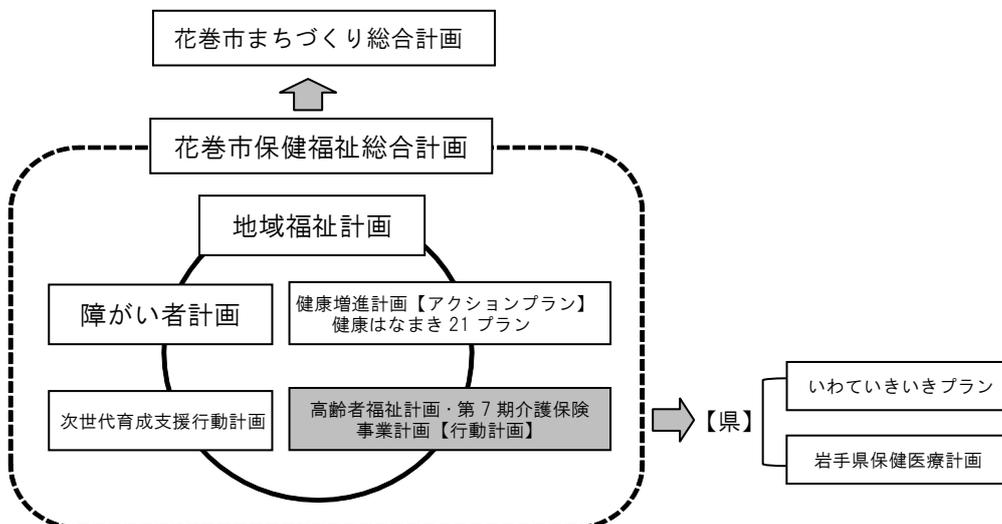
- ① 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
- ② 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
- ③ 平成30年度（2018年度）から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保
- ④ 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- ⑤ 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

3 計画の法的位置づけと他計画との関係

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定による老人福祉計画及び介護保険法第117条の規定による介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

また、地域において医療・介護に関するサービスを総合的に確保する必要があることから、本市の「花巻市まちづくり総合計画」や「いわていきいきプラン」、「岩手県保健医療計画」との整合性を図り、平成24年度（2012年度）から平成33年度（2021年度）を計画期間とする「花巻市保健福祉総合計画」の実施計画として位置づけるものです。

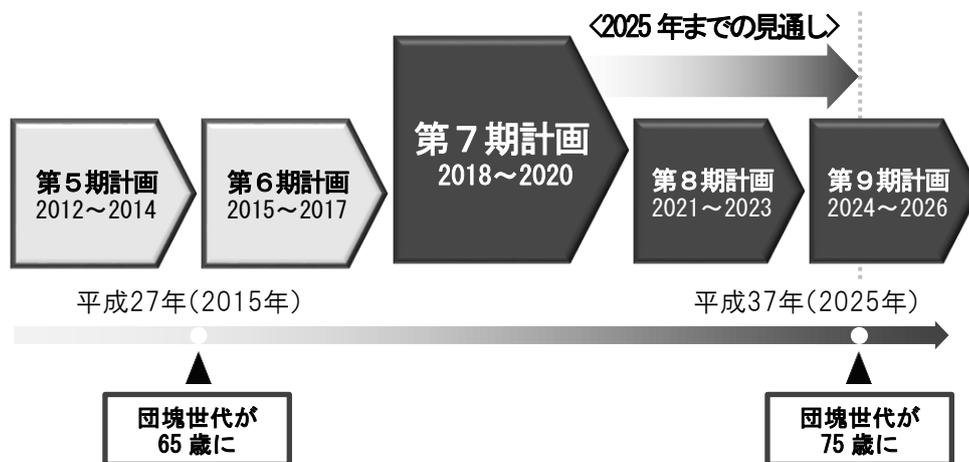
■ 計画の法的位置づけ



4 計画期間

本計画の計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間とします。計画期間においては、いわゆる団塊の世代全てが後期高齢者に仲間入りする平成37年（2025年）の高齢者福祉と介護保険事業のあるべき姿を念頭に置きながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目指し、高齢者施策の推進に取り組んでいくことが必要です。

■2025年を見据えた介護保険事業計画の策定



5 計画の策定体制

この計画の策定に向けて、65歳以上の高齢者に対して「日常生活圏域ニーズ調査」を平成29年（2017年）3月に実施し、その調査結果から高齢者のニーズや要望等の把握を行いました。また、要介護者の家族を中心に、「在宅介護実態調査」を平成29年（2017年）7月に実施しました。

さらに、本計画は、被保険者、学識経験者、各種関係機関で構成する介護保険運営協議会において、審議・検討しました。

「日常生活圏域ニーズ調査」と「在宅介護実態調査」から把握された、高齢者等の日常生活の実態並びに要介護者の介護の実態については、介護保険運営協議会における意見とともに、本計画における介護サービス等に反映します。



第2章



花巻市の現状とこれまでの振り返り



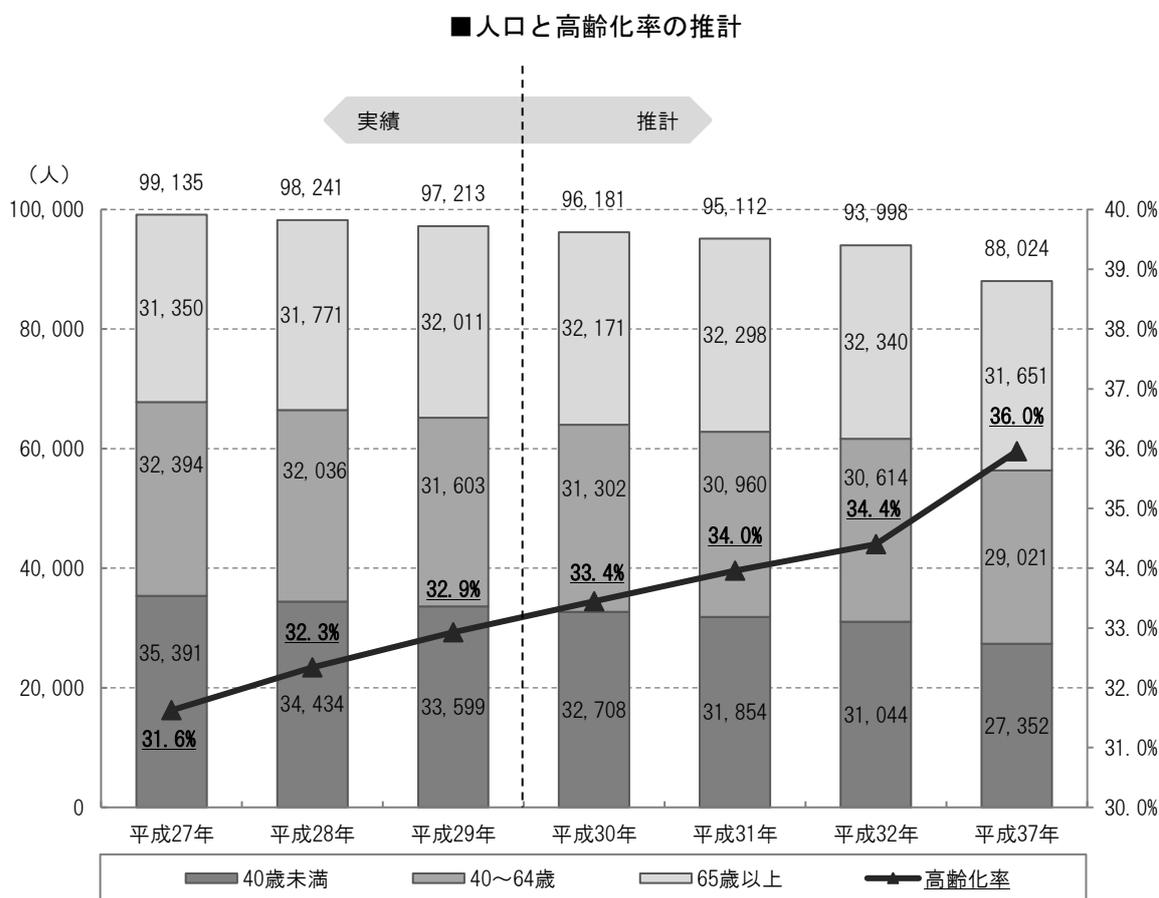
第2章 花巻市の現状とこれまでの振り返り

1 人口の推移と将来推計

(1) 人口及び高齢化率の推移と推計

本市の総人口は年々減少している中、65歳以上の高齢者人口は増加しており、平成29年（2017年）10月1日現在の高齢化率は、前年同期を0.6ポイント上回り32.9%となっています。

平成32年（2020年）の総人口は93,998人、うち65歳以上の高齢者は32,340人、高齢化率は34.4%と推計されます。



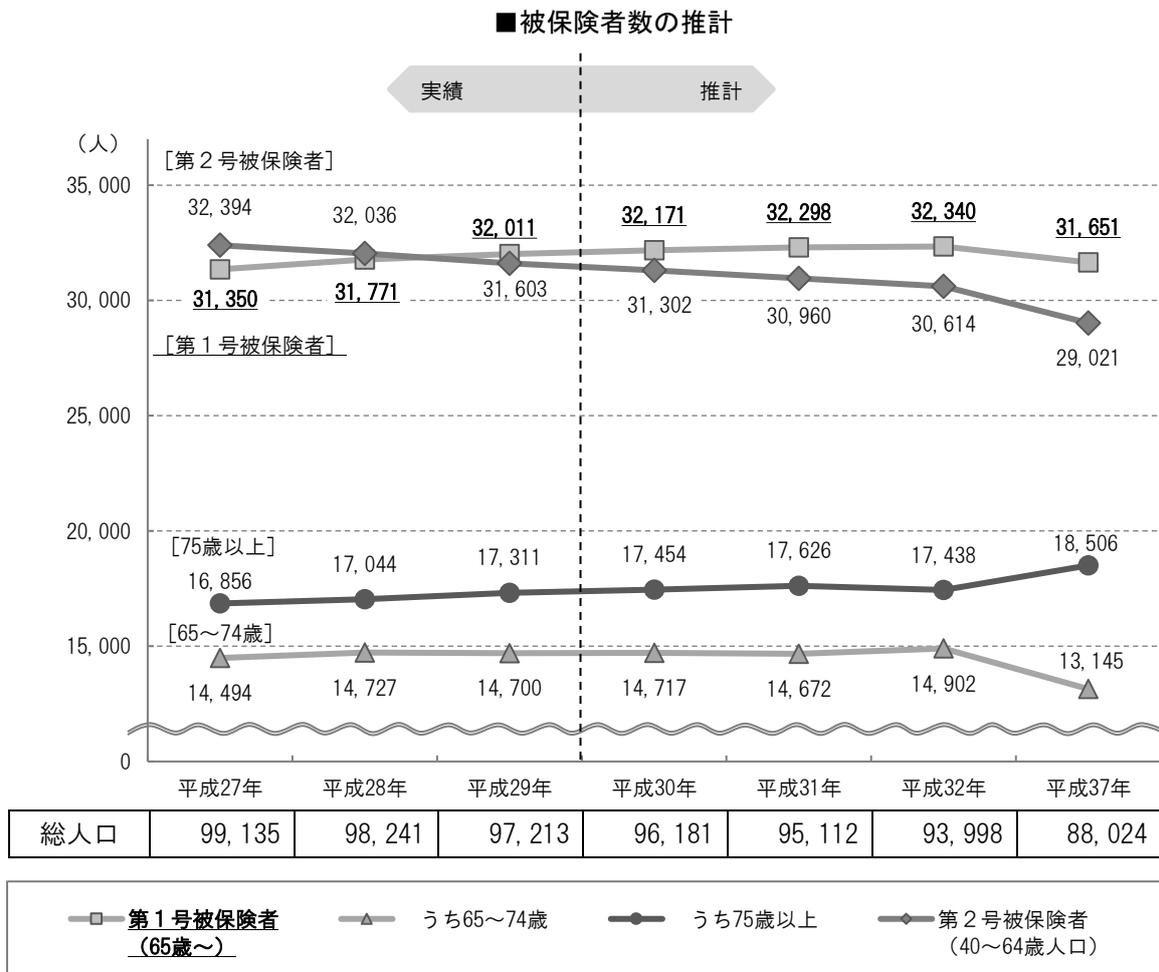
※平成27年（2015年）～29年（2017年）年は各年10月1日現在値。

※平成30年（2018年）以降は、平成29年（2017年）10月1日現在の住民基本台帳人口を基に、各年10月1日現在値をコーホート変化率法により推計。

※コーホート変化率法：各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(2) 介護保険被保険者数の推移と推計

介護保険被保険者数については、40歳以上人口の減少により被保険者総数の減少が見込まれており、その内訳として65歳以上の第1号被保険者は増加、40～64歳人口の第2号被保険者は減少と推計されます。

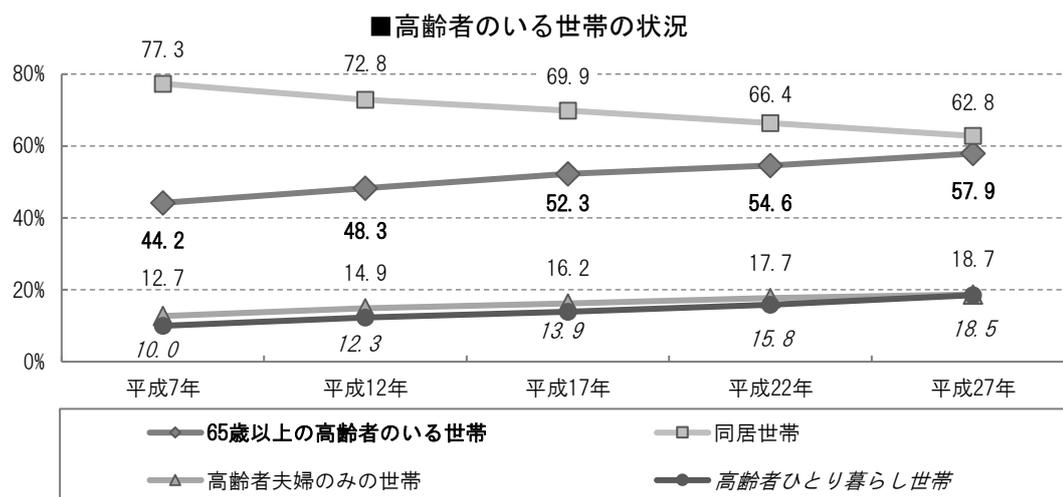


※平成27年（2015年）～29年（2017年）年は各年10月1日現在値。

※平成30年（2018年）以降は、平成29年（2017年）10月1日現在の住民基本台帳人口を基に、各年10月1日現在値をコーホート変化率法により推計。

2 高齢者のいる世帯の状況

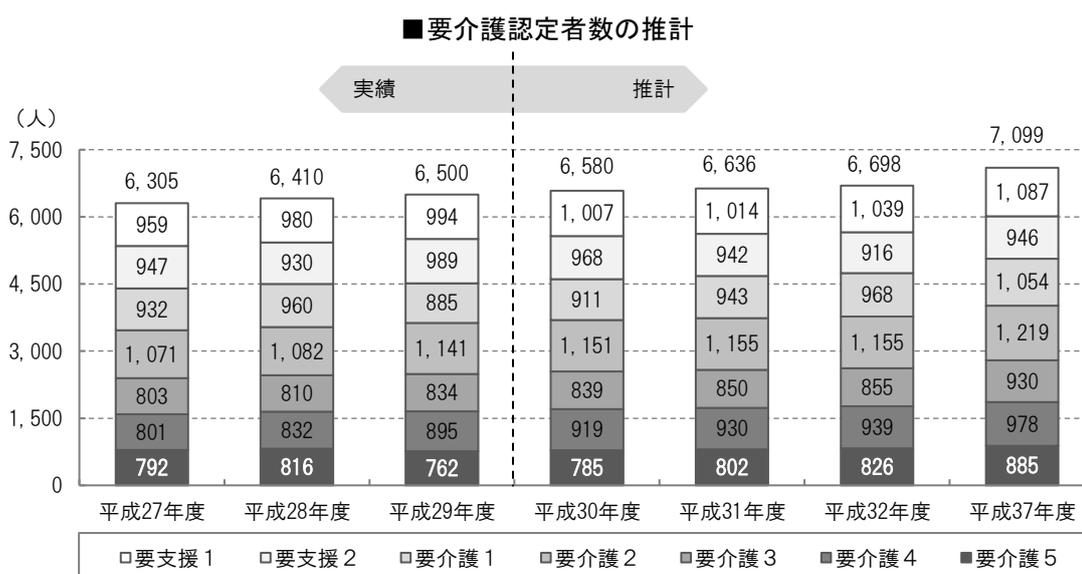
65歳以上の高齢者がいる世帯の割合は、平成27年（2015年）は57.9%であり、そのうち18.7%が高齢者夫婦のみの世帯、18.5%が高齢者のひとり暮らし世帯となっており、その割合は年々増加しています。



※国勢調査に基づき作成

3 要介護認定者の状況と将来推計

本市の第1号被保険者の要介護認定率は概ね20%であり、高齢者人口の増加に伴い要介護等認定者数も増加すると見込まれ、平成32年度（2020年度）の要介護等認定者数は6,698人、平成37年度（2025年度）には7,099人になるものと推計されます。



※平成27年（2015年）～29年（2017年）は各年10月1日現在値。

※平成30年（2018年）以降は、地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）により推計。

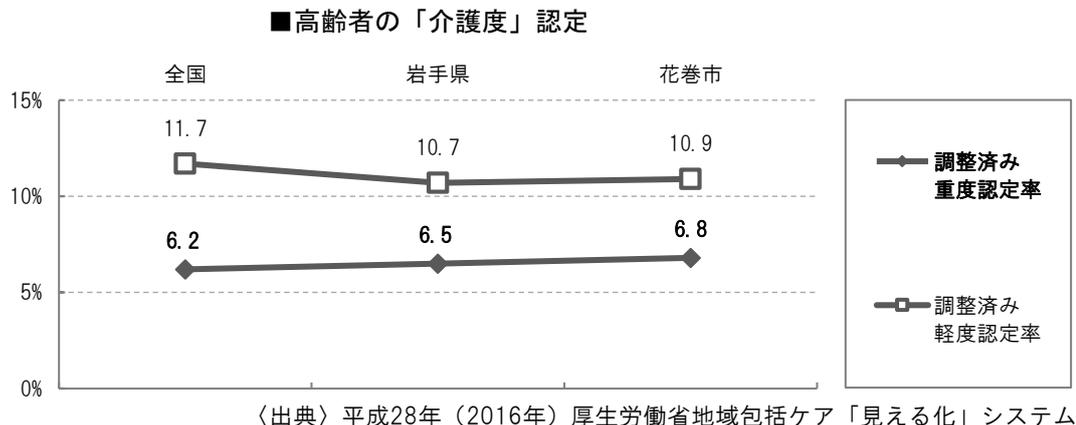
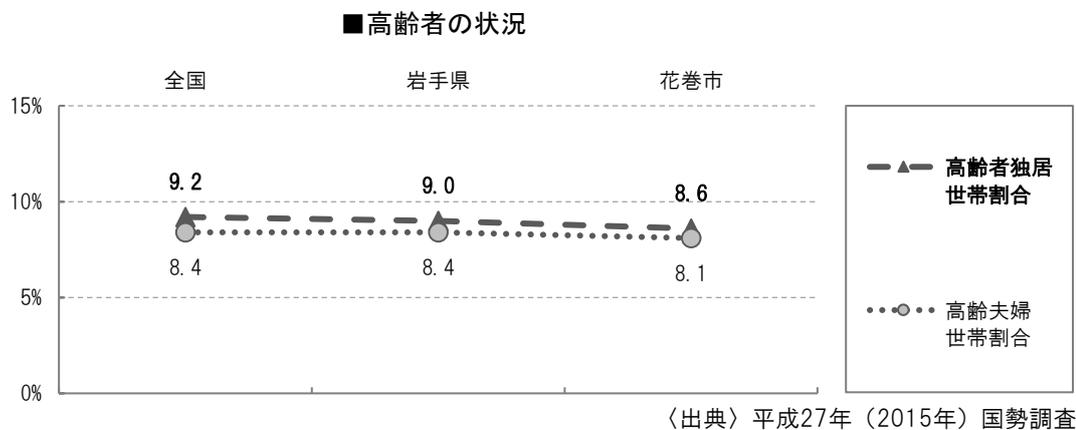


4 花巻市の地域特性

－厚生労働省地域包括ケア「見える化」システムによるデータ分析－

保険者機能強化の一環として国が構築した「見える化」システムのデータを活用し、地域特性を把握するために、全国・県の値と比較分析を行いました。

- ①本市の「高齢者独居世帯割合」「高齢夫婦世帯割合」は全国・県よりやや低くなっています。
- ②要介護認定率（調整済み）をみると、「調整済み重度認定率」では全国・県より高く、「調整済み軽度認定率」では全国より低いものの、県の値よりやや高くなっています。



※調整済み認定率とは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率のことです。

※重度認定率：要介護3以上の認定率です。

※軽度認定率：要介護2以下の認定率です。

5 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域の定義

「日常生活圏域」とは、市町村介護保険事業計画において定義されているもので、地域包括ケアシステムの充実により、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援体制を整備していく上での単位です。

日常生活圏域はそれぞれの市町村において、小学校区、中学校区、旧行政区、住民の生活形態、地域づくりの単位など、面積や人口だけでなく、地域の特性などを踏まえて設定します。

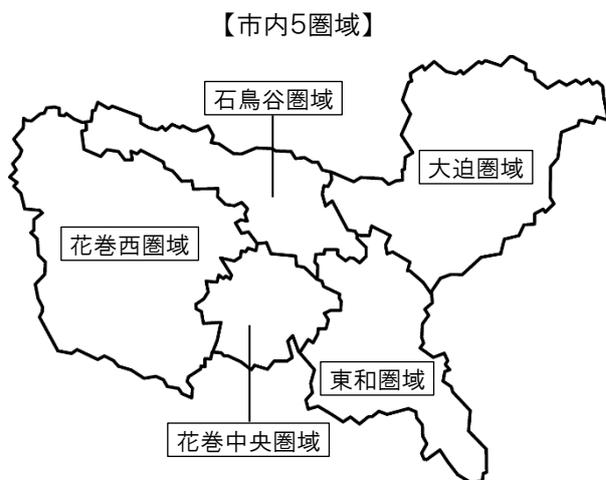
◇理想的な圏域の定義とは

「地域包括ケアシステム」はニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、介護予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制と定義する。その際、地域包括ケア圏域については、「概ね30分以内に駆け付けられる圏域」を理想的な圏域と定義し、具体的には中学校区を基本とする。 【出典：厚生労働省 地域包括ケア研究会報告書より】

(2) 花巻市における日常生活圏域の設定

人口、地理的条件、交通事情、施設の整備状況などから市内5圏域を設定しました。設定の詳細については、市町村合併以前の1市3町を基礎単位とし、花巻地域においては花巻中央地域、花巻西地域の2圏域とし、大迫地域、石鳥谷地域、東和地域はそれぞれ1圏域としました（第6期介護保険事業計画における圏域設定を踏襲）。

日常生活圏域においては、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう幅広い支援を行っていきます。



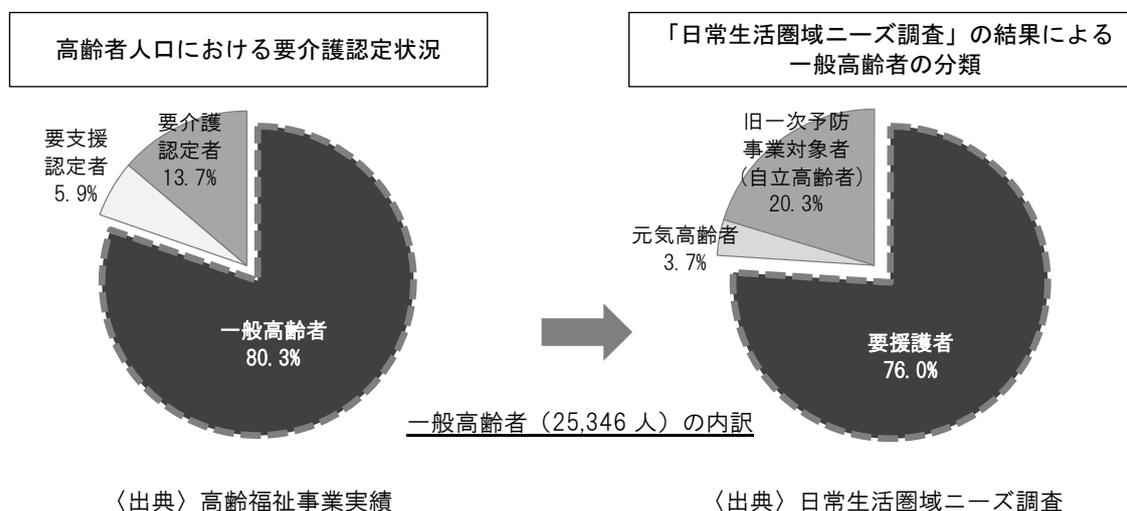
圏域名	構成地区名	
花巻中央圏域	花巻北地区 花巻東地区 矢沢地区	花巻南地区 花巻西地区 宮野目地区
花巻西圏域	湯口地区 太田地区	湯本地区 笹間地区
大迫圏域	大迫地区	
石鳥谷圏域	石鳥谷地区	
東和圏域	東和地区	

6 調査結果から見た各日常生活圏域の高齢者像

(1) 要介護認定者と一般高齢者の詳細

平成28年（2016年）3月末現在の65歳以上の高齢者人口31,546人のうち要介護認定者4,332人（認定率13.7%）、要支援認定者1,868人（認定率5.9%）、合わせて6,200人が要介護等認定者（認定率19.6%）となっています。

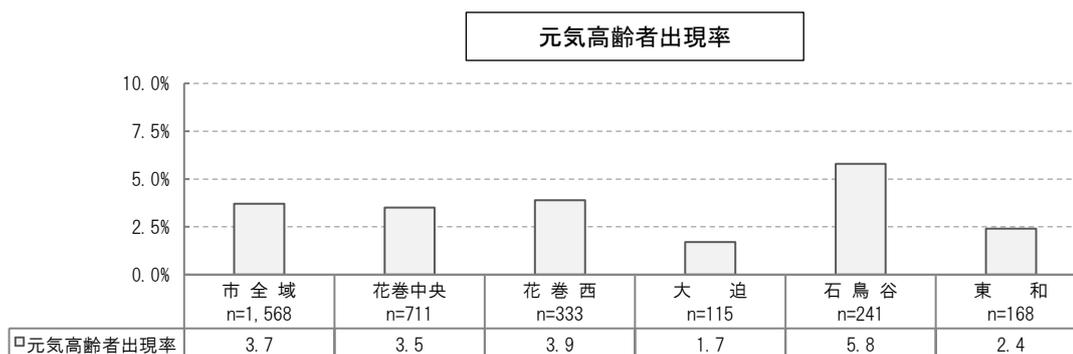
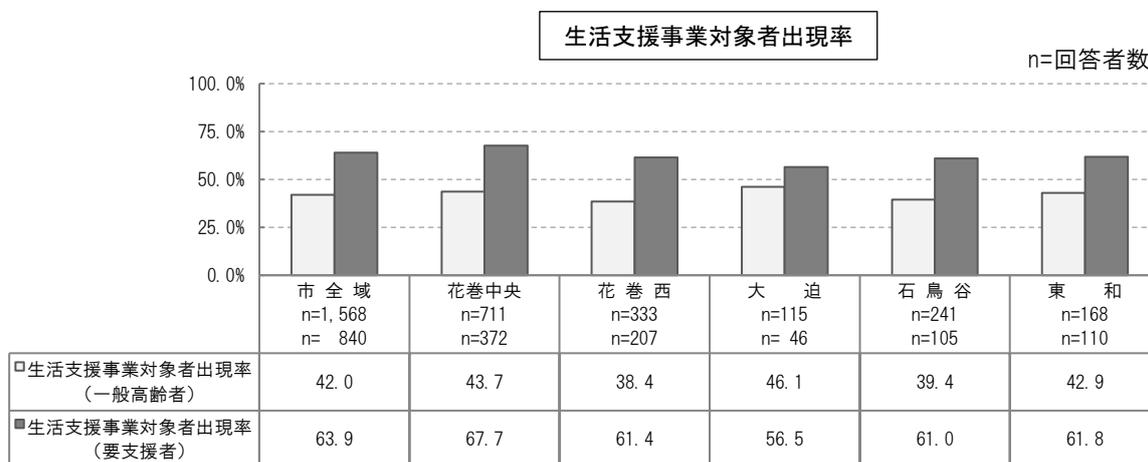
高齢者人口から要介護認定者を除いた一般高齢者 25,346人の詳細について「日常生活圏域ニーズ調査」の結果により分類したところ、その内訳は元気高齢者^{※1} 3.7%、旧一次予防事業対象者（自立高齢者）^{※2} 20.3%、要援護者^{※3} 76.0%となっており、一般高齢者の4人中3人が注意を要する状況にあります。



- ※1 元気高齢者
一般高齢者のうち、介護予防事業対象者^{※4}、生活支援事業対象者^{※5}、軽度認知機能障害対象者^{※6}に該当していない、健康で元気に暮らしている（主観的健康観で、現在の自身の健康状態を「とてもよい」と回答）65～74歳（前期高齢者）の方。
- ※2 旧一次予防事業対象者（自立高齢者）
一般高齢者のうち、元気高齢者、介護予防事業対象者、生活支援事業対象者、軽度認知機能障害該当者に該当していない方。活動的な状態にある高齢者で、生活機能の維持または向上が重要。
- ※3 要援護者
一般高齢者における介護予防事業対象者、生活支援事業対象者、軽度認知機能障害該当者の方。元気高齢者、旧一次予防事業対象者（自立高齢者）以外の方。
- ※4 介護予防事業対象者
一般高齢者のうち、要支援又は要介護状態になるおそれがあると判定された方。
- ※5 生活支援事業対象者
要支援認定者及び65歳以上高齢者のうち、基本チェックリストの7つの基準（運動器の機能低下、低栄養の傾向、口腔機能の低下、閉じこもり傾向、認知機能の低下、うつ傾向、虚弱）のいずれかに該当した方及び「ひとり暮らし」「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」「日中独居」の方。
- ※6 軽度認知機能障害該当者（認知機能レベルⅠ・Ⅱ該当者）
CPS（認知機能尺度、認知機能障害の程度）を用いたリスク判定で「レベルⅠ（境界域）」「レベルⅡ（軽度）」に該当した方。認知症の予防効果が見込める軽度認知機能障害該当者。

(2) 生活支援事業対象者と生活支援を担う元気高齢者

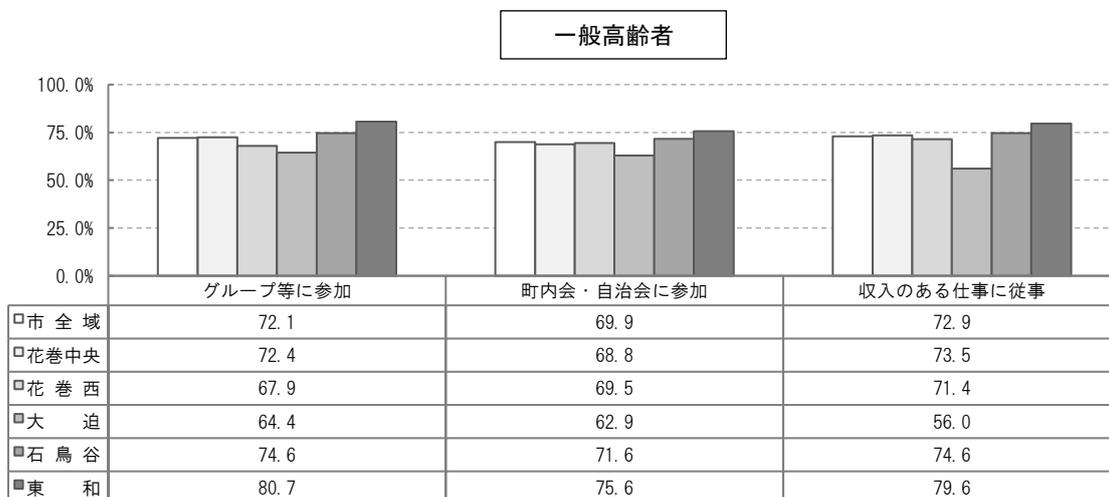
生活支援事業対象者は市全域で一般高齢者の4割以上、要支援者では6割以上で、一方、生活支援の担い手となる元気高齢者の出現率は3.7%となっています。



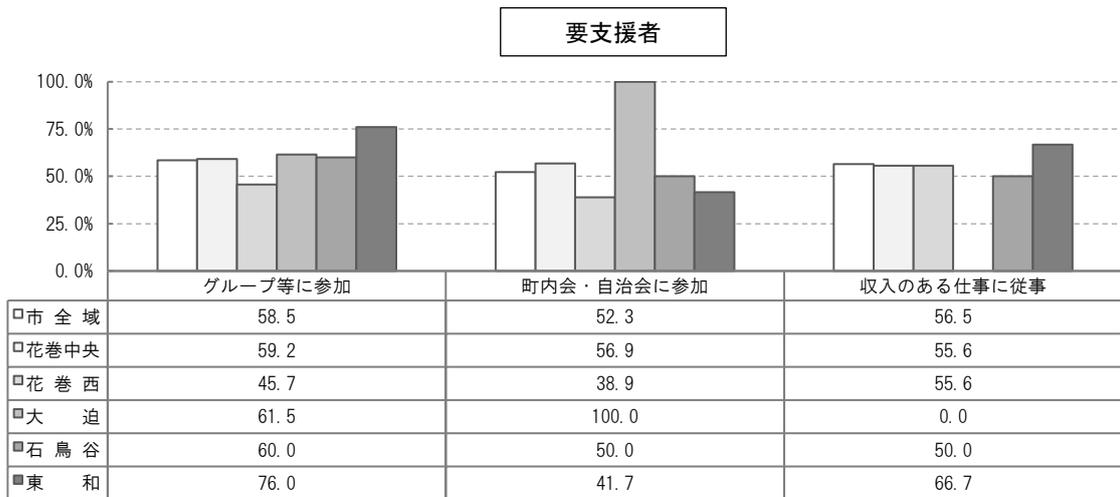
〈出典〉日常生活圏域ニーズ調査

(3) 地域活動参加者が生きがいを感じている割合

「収入のある仕事」「グループ等※」「町内会・自治会」などの地域活動の参加者は、一般高齢者で約7割、要支援者で6割弱が生きがいを感じていると回答しています。



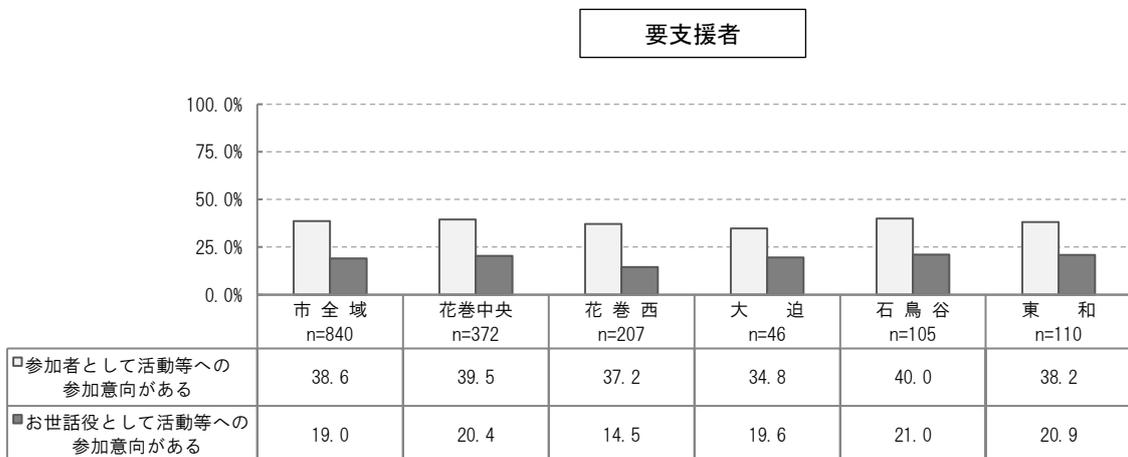
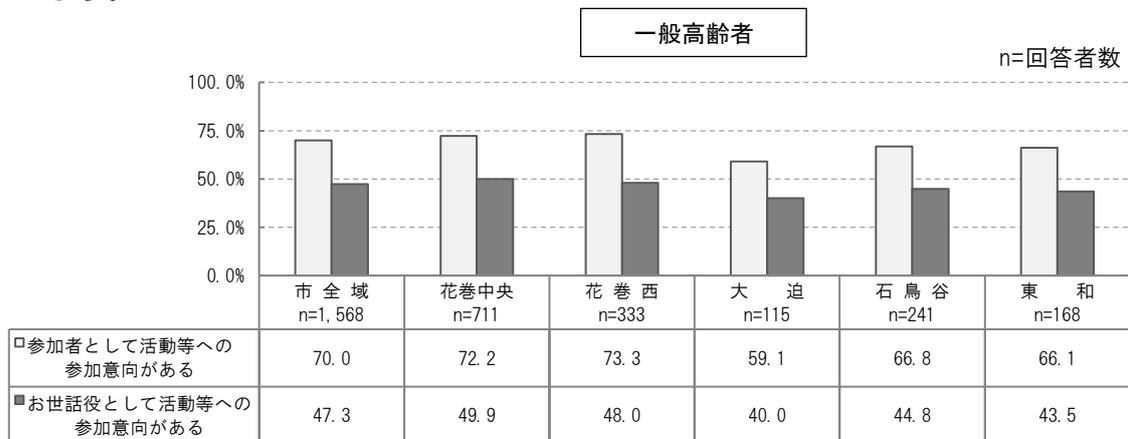
※グループ等：ボランティア、スポーツ・趣味関係のグループ、学習・教養サークル



〈出典〉日常生活圏域ニーズ調査

(4) 地域づくりに対する参加意向

地域活動への参加の意向をみると、一般高齢者、要支援者ともに「参加者として活動等への参加意向がある」が、「お世話役として活動等への参加意向がある」を上回っています。

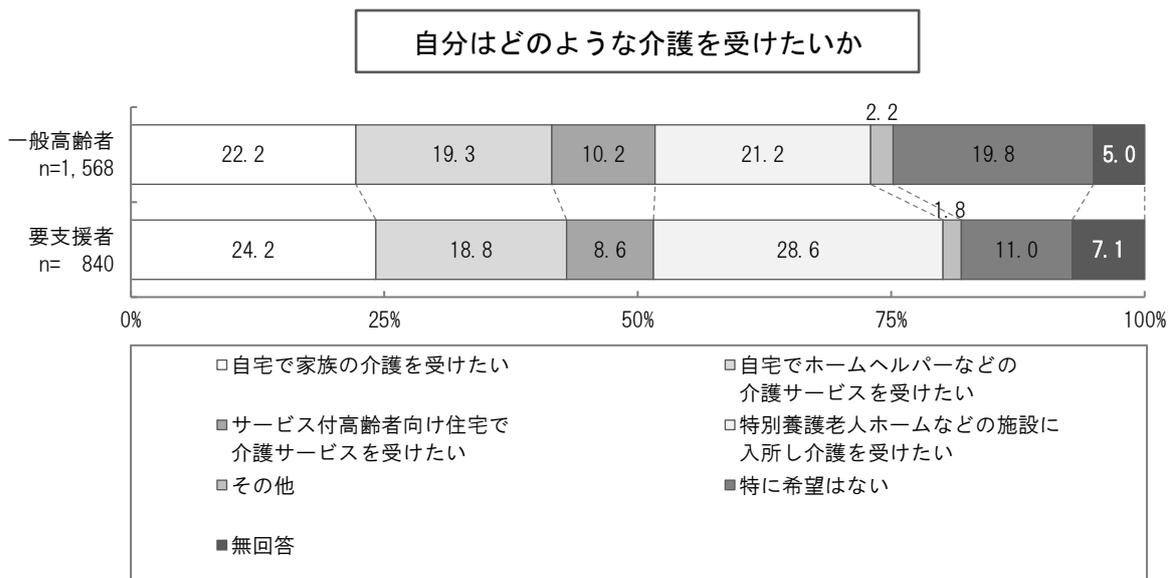


〈出典〉日常生活圏域ニーズ調査

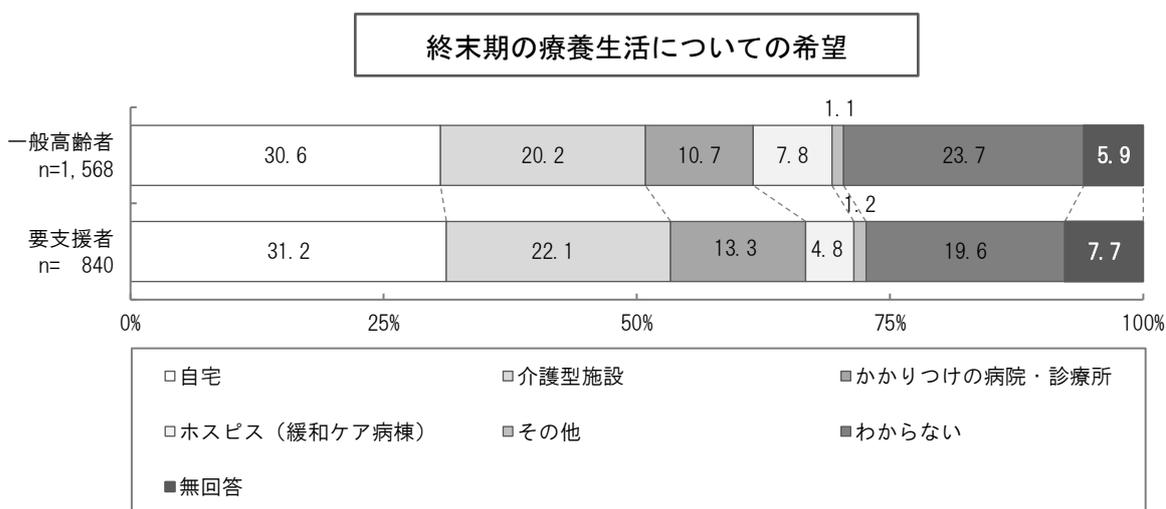
(5) 介護に対する希望

自分はどのような介護を受けたいかをみると、一般高齢者、要支援者ともに約半数が自宅での介護を希望しています。

また、終末期の療養生活についての希望は、一般高齢者、要支援者ともに「自宅」、「介護型施設」、「かかりつけの病院・診療所」の順となっており、約半数が在宅における終末期の療養を希望しています。



〈出典〉日常生活圏域ニーズ調査



〈出典〉日常生活圏域ニーズ調査



7 第6期計画の振り返りと第7期計画における課題整理

(1) 第6期計画の振り返り（評価）

第6期介護保険事業計画期間中の保険給付費は、約303億4千万円の計画に対し約286億2千3百万円、計画比94%の給付実績となる見込みです。

サービス別の給付状況では、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションが計画を上回る給付の伸びがあった一方、短期入所生活介護は、事業所の増加が一段落したため、想定の7割程度の給付となりました。地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなど地域密着型サービスの施設が着実に増加しているため、地域密着型サービス給付費の伸びが大きくなっています。

施設の整備については、計画期間内において、地域密着型特別養護老人ホーム2施設、認知症対応型共同生活介護2施設を整備したほか、看護小規模多機能型居宅介護1施設は現在整備中となっており、特別養護老人ホームの機能の見直しに伴う増床を含め、計画に位置づけた施設整備は予定通り実施し、介護サービス基盤の充実を図りました。

介護給付費の適正化に向けた取り組みとして、要介護認定にかかる認定調査の全件点検、34事業所140件のケアプラン（介護サービス計画）の点検、サービス利用者への介護給付費通知（10月～12月の利用実績を翌年3月に通知）を実施しました。

健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、老人クラブ活動など高齢者の主体的な活動を支援するとともに、生きがいにつながる就労の場の立ち上げを支援し、4つの団体が新たに活動を開始しました。また、高齢者が地域の仲間とともに、健康づくりや介護予防に主体的に取り組めるように、健康管理の情報提供に努めました。

認知症になっても安心して生活することができる地域を目指し、認知症サポーター養成講座や認知症セミナーなどにおいて啓発を図ってきました。さらに、地域における認知症の理解を深めるため平成27年（2015年）5月に認知症地域支援推進員を2名配置したことに加え、平成29年（2017年）2月には「花巻市認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の早期発見・早期対応等の個別支援の体制整備を図りました。

高齢者が安心して暮らしていけるよう、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実を努めたとともに、高齢福祉サービスの提供により高齢者の日常生活を支援しました。また、虐待の早期発見・早期対応に努めたとともに、認知症高齢者など判断能力が不十分な方を対象とした成年後見制度の普及啓発により高齢者の権利擁護の推進に努めました。

医療と介護の包括的な支援体制の確立に向け、在宅医療介護連携推進講演会などにより普及啓発に努めたとともに、在宅生活を支える医療・介護の関係者が「集う会」により顔が見える関係づくりを深めてきました。平成29年度（2017年度）には、連携に係る課題解決に向け、6月に「花巻市在宅医療介護連携推進会議」を設置、12月に「花

巻市在宅医療・介護連携推進協議会」を設置、平成30年（2018年）3月には、医療と介護のコーディネート機能を担う専任職員を配置し、医療と介護の包括的、継続的な提供体制づくりを担う「花巻市在宅医療介護連携拠点」の運営を開始しました。

2か年の準備期間を踏まえ、平成29年（2017年）4月から「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）」を開始しました。総合事業は、地域の支えあいの仕組みづくりにより、介護予防や日常生活の自立支援を目指すもので、市では、「生活支援」として、買い物などの簡易な支援を住民ボランティアが提供できる仕組みづくりを進めました。住民ボランティアによる生活支援については、平成29年度（2017年度）末で7つの地区が取り組みを開始したほか、ボランティア組織が立ち上がっていない地区については、NPO団体などが支援を行っております。

「要介護・要支援の状態」とならないためには、主体的な介護予防の取り組みが重要であることから、平成27年度（2015年度）から、身近な場所で住民が主体的に介護予防に取り組む「通いの場」の立ち上げを支援しました。「通いの場」は、筋力と柔軟性の向上に効果的な「大東元気でまっせ体操」に加え、各地区の状況に合わせた自主活動の場として、市内全域に拡大しており、平成29年度（2017年度）末現在の登録団体数は96団体となっております。

（2）第7期計画における課題整理

第6期計画においては、介護サービス基盤の充実をはじめ、介護予防などの取り組みにより、一定の成果を得たものの、今後に向けて、いくつかの課題が見受けられたことから、高齢者を取り巻く状況、日常生活圏域ニーズ調査結果などから課題を整理し、第7期計画の施策展開へ反映させていただきます。

課題1 高齢者が活躍できる地域の体制づくり

これまで、高齢者の自主活動として活動を支援してきた老人クラブは、シルバー世代の活動の多様化や、地域と関わる意識の希薄化などを背景に、会員数、クラブ数ともに減少傾向にあり、新規加入も減りつつあります。一方、高齢者が生きがいを感じながら、社会参加できる役割づくりの重要性が問われています。

今後、ますます、高齢者の果たす役割が期待されていることから、高齢者の主体的な活動である老人クラブを支援するとともに、生きがいに繋がる就労の場の創出など、元気な高齢者が地域で活躍できる体制づくりが必要です。

【関連値】

- ・老人クラブ会員数^{※1} 平成22年:7,589人→平成28年:5,456人
- ・老人クラブ数^{※1} 平成22年:162団体→平成28年:131団体
- ・地域づくりのグループ活動等に参加してみたい人の割合^{※2}
一般高齢者:70%、要支援者:38.5%

➡【第7期計画 施策目標Ⅰ】に反映



課題2 主体的な介護予防の取り組みと健康管理

日常生活圏域ニーズ調査により、本市の一般高齢者の4人に3人が何らかの支援を要する「要介護者」であることがわかりました。

新たな「要介護・要支援の状態」の発生を防ぐためには、高齢者自身による主体的な介護予防が重要であることから、各地域において住民が主体的に継続して介護予防に取り組む「通いの場」の立ち上げを支援してきました。

介護予防の意識向上に向けた普及啓発とともに、地域における介護予防の取り組みの柱として、今後も立ち上げと継続的な活動をサポートしていくことが重要です。

【関連値】

- ・高齢者の状況／全高齢者^{※2}
要介護認定者:13.7% 要支援認定者:5.9% 一般高齢者:80.3%
- ・一般高齢者の内訳／一般高齢者^{※2}
元気高齢者:3.7% 自立高齢者:20.3% 要介護者:76%

➡【第7期計画 施策目標Ⅱ】に反映

課題3 高齢者の支援体制の整備と見守り・助け合える地域づくり

本市の高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみの世帯は年々増加しており、今後も増加すると予測されております。

これまで、ひとり暮らし高齢者など支援を要する方について、各生活圏域の地域包括支援センターが中心となり支援を行ってきましたが、支援を必要とする方が、今後、更に増えると見込まれることから、地域における支援体制の在り方が問われております。

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、市民の身近な相談窓口である地域包括支援センターの機能強化に努め、関係機関が情報を共有し、権利擁護をはじめ、高齢者の生活を包括的・継続的に支える体制を整備するとともに、地域包括支援センターを中核とし、住民同士がお互いに見守り助け合えるような地域づくりを推進していくことが重要です。

【関連値】

- ・高齢者ひとり暮らし世帯割合／全世帯^{※3} 平成7年:10% →平成27年:18.5%
- ・高齢者夫婦のみの世帯／全世帯^{※3} 平成7年:12.7% →平成27年:18.7%

➡【第7期計画 施策目標Ⅲ】に反映

課題4 在宅における医療と介護の連携体制の構築

高齢者の半数以上が在宅で最期を迎えたいと希望しているのに対し、実際の在宅における看取り率は約2割とかけ離れた現状にあります。医療と介護の双方が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで続けることができるよう、在宅医療介護連携を推進していくことが重要です。

【関連値】

- ・在宅で最期を迎えたい住民の割合（終末期の療養場所の意向）※2
 - 一般高齢者：50.8%（自宅30.6%、介護型施設20.2%）
 - 要支援者：53.3%（自宅31.2%、介護型施設22.2%）
- ・在宅の看取り率※4：平成28年：23.8%（自宅13.5%、介護型施設10.3%）

→【第7期計画 施策目標Ⅲ】に反映

課題5 認知症にやさしい地域づくりの推進

平成29年版の高齢社会白書では、団塊の世代の全てが75歳以上になる平成37年（2025年）には、65歳以上の約5人に1人、予備群を含むと約4人に1人が認知症になると推計され、今や認知症は特別なものではなく身近なものであることから、認知症になっても暮らし続けられる地域づくりが求められています。

本市の介護認定者における認知症高齢者の割合は約6割であり、今後、ますます増加すると見込まれる中、認知症の方やその家族が、住み慣れた場所で安心して暮らしていける地域を目指し、様々な機会を捉え普及啓発していくとともに、医療・介護の関係機関が連携を強化し、適切な支援体制を整備していくことが重要です。

【関連値】

- ・認知症の割合／介護認定者（1号被保険者）※1 平成28年度末:57.8%

→【第7期計画 施策目標Ⅲ】に反映

課題6 介護サービスの安定的提供

今後も介護サービス利用の増加が見込まれる中、必要な方へのサービス提供を確保するためには、サービス利用の増加の伸びを少しでも抑えることが必要であり、サービス給付の適正化に向けた取り組みとして、介護サービス事業者への指導を強化するとともに、市民自らの介護予防に対する意識の醸成、地域で取り組む介護予防の実践などが不可欠となります。

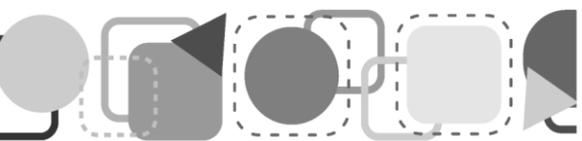
また、特別養護老人ホーム入所待機者の解消が重要な課題となっており、増加する介護ニーズに対応するためには、介護人材の不足が懸念されています。

介護を必要とする高齢者が増加することが予測される中、介護人材の確保に向けた普及啓発など、介護サービスの安定的な提供への取り組みが重要です。

→【第7期計画 施策目標Ⅳ】に反映

〈関連値出典〉

- ※1 平成29年度版 花巻市の保健福祉（高齢福祉事業実績）
- ※2 花巻市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書（高齢者暮らしの調査）平成29年3月
- ※3 国勢調査値（各年10月1日値）
- ※4 東北厚生局公表資料



第3章



計画の基本的な施策目標



第3章 計画の基本的な施策目標

1 計画の基本目標

本計画は「花巻市保健福祉総合計画」の実施計画として、第6期計画に掲げた理念を継承し、計画の基本目標を以下のとおりとします。

<基本目標>

高齢者が慣れ親しんだ地域で
心身ともに健康で生きがいを
もって生活できるまち

また、「花巻市保健福祉総合計画」では「取り組みの基本姿勢」としては、次の2つを掲げており、本計画においても基本姿勢となります。

【基本姿勢1】 地域力の向上

一人ではなかなかできないことでも、みんなでいっしょに取り組めばできることがたくさんあります。そのため、各地域の振興センターに情報を集約する仕組みをつくるほか、「結い」の精神や「絆」による地域での支え合いの大切さを、地域の住民とともに考えていきます。

【基本姿勢2】 「生涯、現役」精神の啓発

たとえ加齢によりいろいろな能力が衰えたとしても、また、障がいを持っているとしても、それまで培われた経験や持てる能力を、誰かのために役立てる「生涯、現役」精神をもっていきいきと暮らすことが真の豊かな生活に結びつきます。この考え方を、あらゆる機会をとらえて啓発していきます。



2 計画の施策目標

計画の基本目標を実現するために、以下のような4つの施策目標を定め、平成37年（2025年）を見据えて様々な施策を展開していきます。

【施策目標Ⅰ】 高齢者の積極的な社会参加の推進

～生涯現役として活躍できる地域づくり～

【施策目標Ⅱ】 高齢者の健康づくり

～健康長寿に向けた継続性のある取り組み～

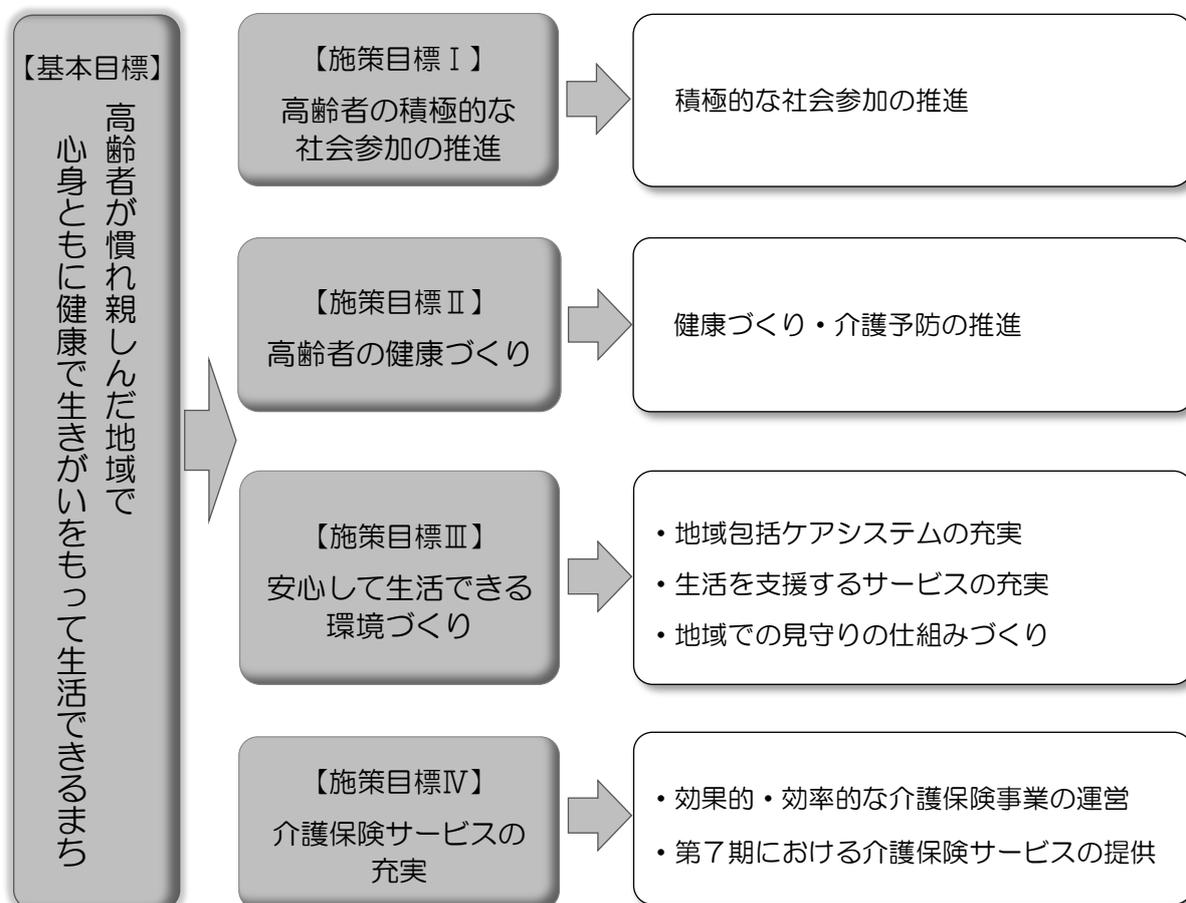
【施策目標Ⅲ】 安心して生活できる環境づくり

～いつまでも住み慣れた地域で生活ができる支援体制の整備～

【施策目標Ⅳ】 介護保険サービスの充実

～持続可能な介護保険事業の運営～

3 施策の体系

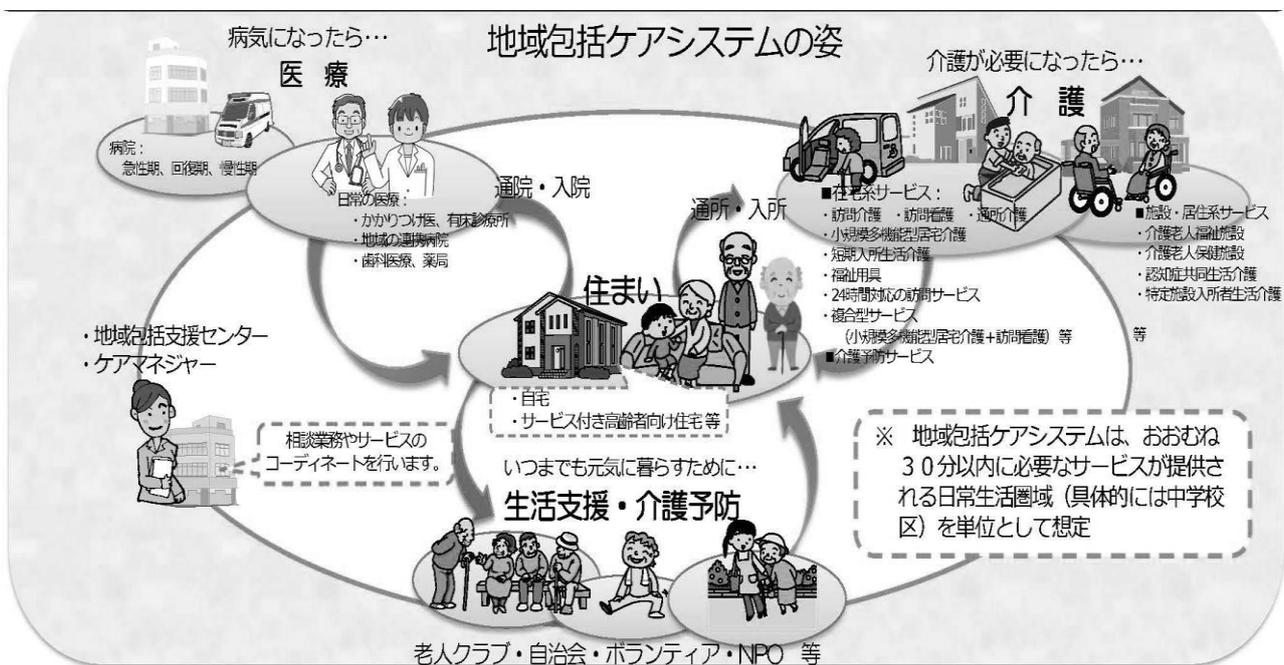


4 地域包括ケアシステムの体制整備

「地域包括ケアシステム^{※1}」については、慣れ親しんだ地域でいつまでも暮らし続けられる花巻市を目指し、各圏域の地域包括支援センターを中心に、地域住民と関係機関が連携しながら、共に支え合う地域の体制づくりを進めてきました。

第7期計画では、「地域共生社会^{※2}」という視点により、地域住民と行政などが協働し地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごとの包括的な支援体制^{※3}」の整備に努め、「地域包括ケアシステム」の充実を図ってまいります。

■地域包括ケアシステムのイメージ図



〈出典〉厚生労働省資料

※1 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても、住み慣れた自宅や地域で人生の最後まで暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられる「地域の支援体制」。概ね30分で駆けつけられる圏域でのサービス提供が望ましいとされている。

※2 地域共生社会

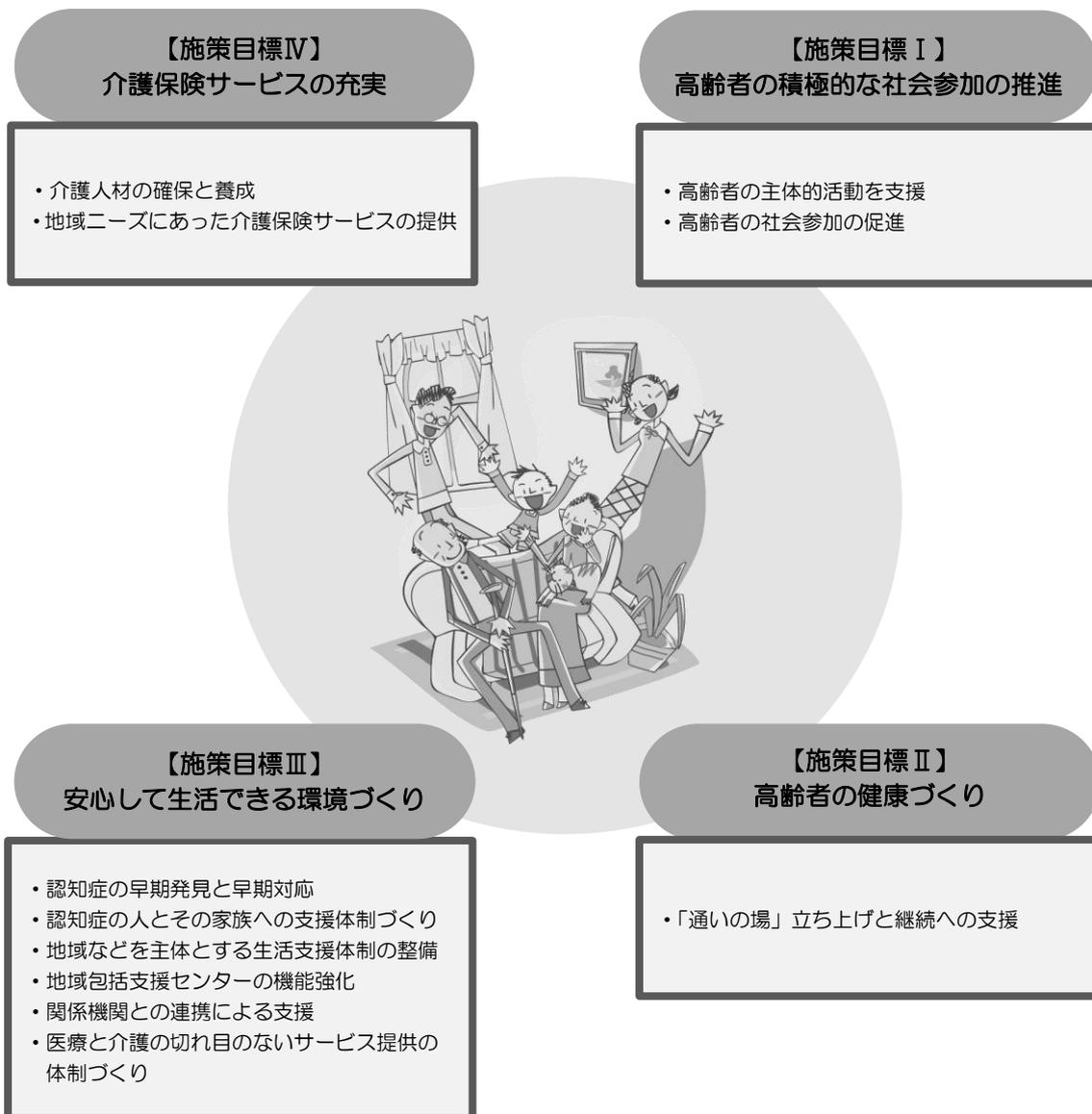
地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することにより、全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り高めていく社会の実現を目指すもの。

※3 我が事・丸ごとの包括的な支援体制

「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組める仕組みづくりと地域づくり支援と、公的なサービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談の支援体制の整備。個別に整備された「縦割り」の公的福祉サービスについても「丸ごと」への転換を目指す。



■花巻市の「地域包括ケアシステム」体制整備の取り組み





第4章



施策の展開



第4章 施策の展開

本計画の基本目標である“高齢者が慣れ親しんだ地域で心身ともに健康で生きがいをもって生活できるまち”を実現するために、「高齢者の積極的な社会参加への推進」「高齢者の健康づくり」「安心して生活できる環境づくり」「介護保険サービスの充実」という、4つの施策目標を掲げており、これらの施策目標に基づき、住み慣れた地域で健康で生きがいのある生活ができるよう、高齢者に係る様々な施策を実施していきます。

施策目標Ⅰ 高齢者の積極的な社会参加の推進 ～生涯現役として活躍できる地域づくり～

1 積極的な社会参加の推進

(1) 交流機会の充実

楽しみを持ちながら生き生きとした生活を送ることができるよう、地域での交流機会を支援します。

① 高齢者交流事業の推進

健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、高齢者のスポーツや文化活動の推進を支援します。また、各世代がお互いに支え合い、地域の中で高齢者とともに生きる豊かな人間関係づくりのため、地域が主体となって取り組む活動を支援します。

② 敬老事業の支援

多年にわたり地域に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、地域等が主催する敬老事業の開催などを支援します。

■ 敬老事業支援の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
敬老会対象者数(人)	17,454	17,626	17,438

※75歳以上人口の推計値



③ 老人クラブ活動の支援

老人クラブが、地域における高齢者の主体的な活動の推進と豊かな人間関係づくり、ボランティア活動などの担い手として活躍できるよう、今後もその活動を支援します。

■老人クラブ活動支援の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
老人クラブ会員数（人）	4,937	4,937	4,937

(2) 高齢者の就労支援

高齢者の生きがいにつながる就労の仕組みづくりに取り組みます。

① 生きがい就労創出事業

高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、就労の場を新たに立ち上げる団体を支援します。

■生きがい就労創出事業に取り組む団体数の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
生きがい就労創出事業 取り組み団体（団体）	3	3	3

② 高齢者の就労活動の促進

高齢者が持つ能力や技術を活かした地域における就労のための体制整備を行い、その活動を支援します。また、相互扶助精神のもと支援が必要な方へのサービス提供の担い手として高齢者が活動できる地域の仕組みづくりに取り組みます。



施策目標Ⅱ 高齢者の健康づくり ～健康長寿に向けた継続性のある取り組み～

1 健康づくり・介護予防の推進

(1) 健康づくりの推進

何歳になっても主体的に健康づくりに取り組めるよう、運動習慣・食生活・お口の健康等の基本的な健康管理に関する情報を提供します。

(2) 介護予防の推進

高齢者が地域の仲間とともに交流を図りながら、健康づくりや介護予防に取り組むことにより要介護状態にならないように支援します。

① 地域介護予防活動支援事業「通いの場」

住民の自主活動の場として、市内全域に拡大している「通いの場」の登録団体数は平成29年度（2017年度）末現在で96団体となっております。今後も、身近な場所での住民の主体的な介護予防の取り組みである「通いの場」の立ち上げや継続的な活動を支援します。

■ 「通いの場」に取り組む団体数の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
通いの場取り組み団体数 (団体)	100	105	110

「通いの場」とは・・・

「通いの場」は、介護予防推進の大きな柱として、気軽に通える身近な場所で、住民の皆さんが主体的に介護予防の取り組みを行う場です。筋力の維持や向上を目的とする「大東元気でまっせ体操[※]」を軸に活動しており、住民同士の見守りやお互いに助け合えるような地域のつながりの場としての側面も持っています。

- ※「大東元気でまっせ体操」の特徴
1. ビデオを見ながら手軽にできる
 2. 筋力や柔軟性の向上に効果的な運動となるよう考えられた体操
 3. 20分程度の体操で無理なくできる





② 介護予防普及啓発事業

介護予防の知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布や、各種教室、講演会等を開催します。

■介護予防普及啓発事業（講演会、介護予防教室等）の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
回数(回)	320	330	340

③ 湯のまちホット交流サービス事業

高齢者の心身の健康増進と交流の促進のため、60歳以上の方が4人以上で構成される団体に対し、温泉等への入浴と交流の場を提供します。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域ケア会議や「通いの場」等へのリハビリテーション専門職の派遣によって地域における介護予防の取り組みを強化します。

⑤ 介護予防把握事業

生活機能の低下により介護予防を必要とする方を把握するため、特定健康診査等において基本チェックリストを活用します。



施策目標Ⅲ 安心して生活できる環境づくり ～いつまでも住み慣れた地域で 生活ができる支援体制の整備～

1 地域包括ケアシステムの充実

(1) 地域包括支援センターの充実

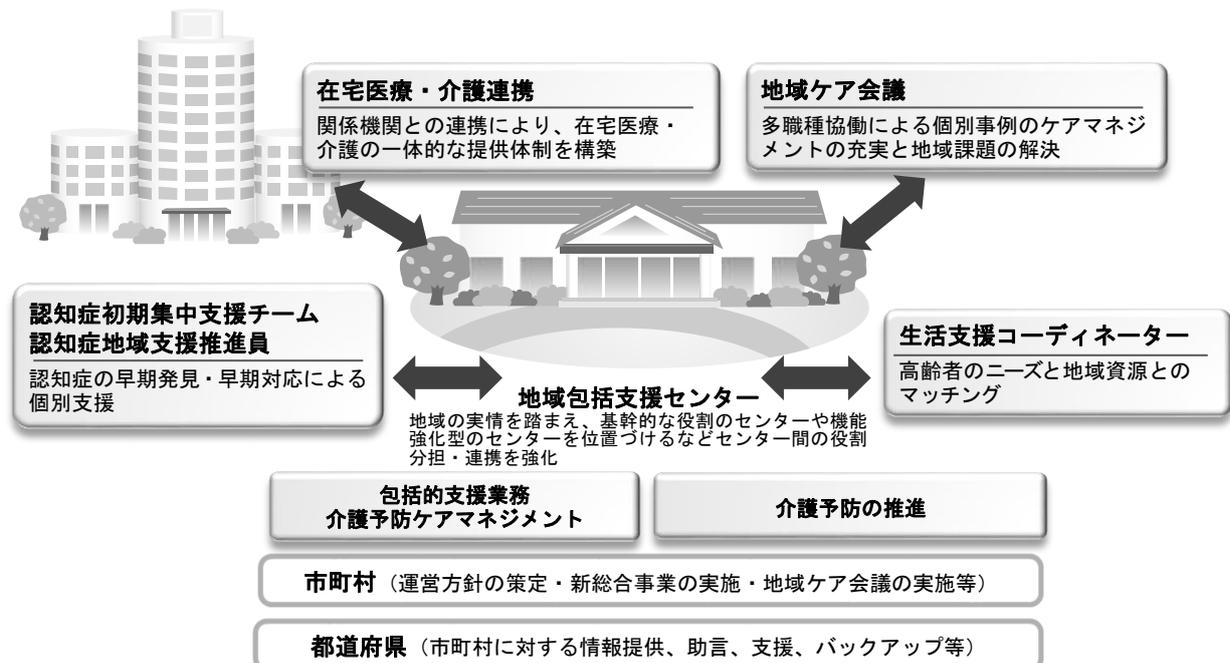
高齢者の生活を包括的・継続的に支えるため、地域に根ざした地域包括支援センターの機能強化に努め、地域住民や関係機関と連携しながら高齢者を地域で支える仕組みづくりに取り組みます。

① 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握し、業務量や業務内容に応じた適切な人員配置を行い継続的で安定した事業実施の体制整備に努めるとともに、介護保険運営協議会と連携しながら、定期的な点検を行い、地域包括支援センターの運営に対して適切な評価を行います。

地域包括支援センターは、自ら質の向上に努めるとともに、事業展開にあたってはPDCAサイクル（P65参照）に沿った効果的かつ効率的な事業実施を行います。

■ 地域包括支援センターの機能強化





② 包括的支援事業

ア 総合相談支援業務

高齢者の介護や高齢福祉など地域における様々な相談に応じ、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう支援していくとともに、支援の必要な高齢者を見出し、適切な支援につなぎ、さらなる問題の発生を防止するため、地域におけるネットワークを構築します。

■総合相談支援事業の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
相談実件数（件）	2,087	2,095	2,103

イ 権利擁護業務

高齢者の権利と尊厳を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援業務などを適切に活用するとともに、高齢者虐待など困難事例については速やかな状況把握に努め適切に対応します。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

施設・在宅を通じた包括的・継続的なケアに向け、地域の関係機関とのネットワークを構築し連携・協力体制を整備するとともに、介護支援専門員の資質向上のため個別事例等に関する支援を行います。

エ 地域ケア会議の充実

困難事例や自立が阻害されている事例について、地域の関係機関や多職種と検討を行い、自立への支援と個別課題の解決を図るとともに、個別では解決できない地域課題の共有により地域づくりや資源開発、政策形成等につなげます。

そのほか、認知症施策や在宅医療・介護連携、生活支援サービスの体制整備など地域包括ケアシステムにかかる事業の効果的推進に向け、関係機関との連携をさらに深めます。

③ 介護予防ケアマネジメント事業

介護が必要となるおそれのある高齢者を対象に、介護予防及び日常生活支援を目的とする適切なサービスが効果的に提供されるよう支援するとともに、介護予防の必要性を啓発し、介護予防教室などへの参加を促し、要介護状態にならないよう予防を行います。

(2) 日常生活の支援体制の整備

支援が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の支えあいの仕組みづくりにより、介護予防や日常生活の自立支援を目指す「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）」（P31参照）に取り組みます。

また、地域課題の解決に向け、協議体を設置するとともに、生活支援コーディネーターを中心に、地域のニーズや資源を把握し、地域で自立した生活を送るための体制づくりに努めます。

① 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の効果的な展開

総合事業における「生活支援」は、生活機能が低下した要支援者等に生活支援サービスを提供することで日常生活の自立を促すもので、地域団体、NPOなどによる多様なサービスの掘り起こしにより、地域のニーズに対応した生活支援サービスを創出し、身近なサービスを安定的に提供していきます。

また、生活支援のサービスの担い手として高齢者をはじめとする地域住民の力を地域の社会資源として活かしていけるよう、地域や関係機関と連携を図ります。

② 協議体の設置

市全域の情報共有と関係機関の連携・協働による協議や、資源の開発などを目的に、市全域を担当する協議体を設置します。また、日常生活圏域における定期的な情報の共有と連携強化、生活支援の課題について協議する場として、日常生活圏域単位の協議体を設置します。

③ 生活支援コーディネーターの配置

地域における生活支援・介護予防サービスの充実・強化と高齢者の社会参加を推進するため、生活支援・介護サービスの担い手の養成や関係者間のネットワーク構築、地域の支援ニーズと地域資源のマッチングなどを行います。

④ 地域における生活支援の取り組みの支援

地域のつながりや見守りといったこれまでの互助を大切にしながら、地域で支援が必要な方に対して、住民ボランティアが生活支援を行う体制づくりに取り組みます。

地域における生活支援の担い手として、住民ボランティアの養成に取り組むとともに、地域で生活支援に取り組む団体を支援します。



■生活支援に取り組む地域団体の見込み

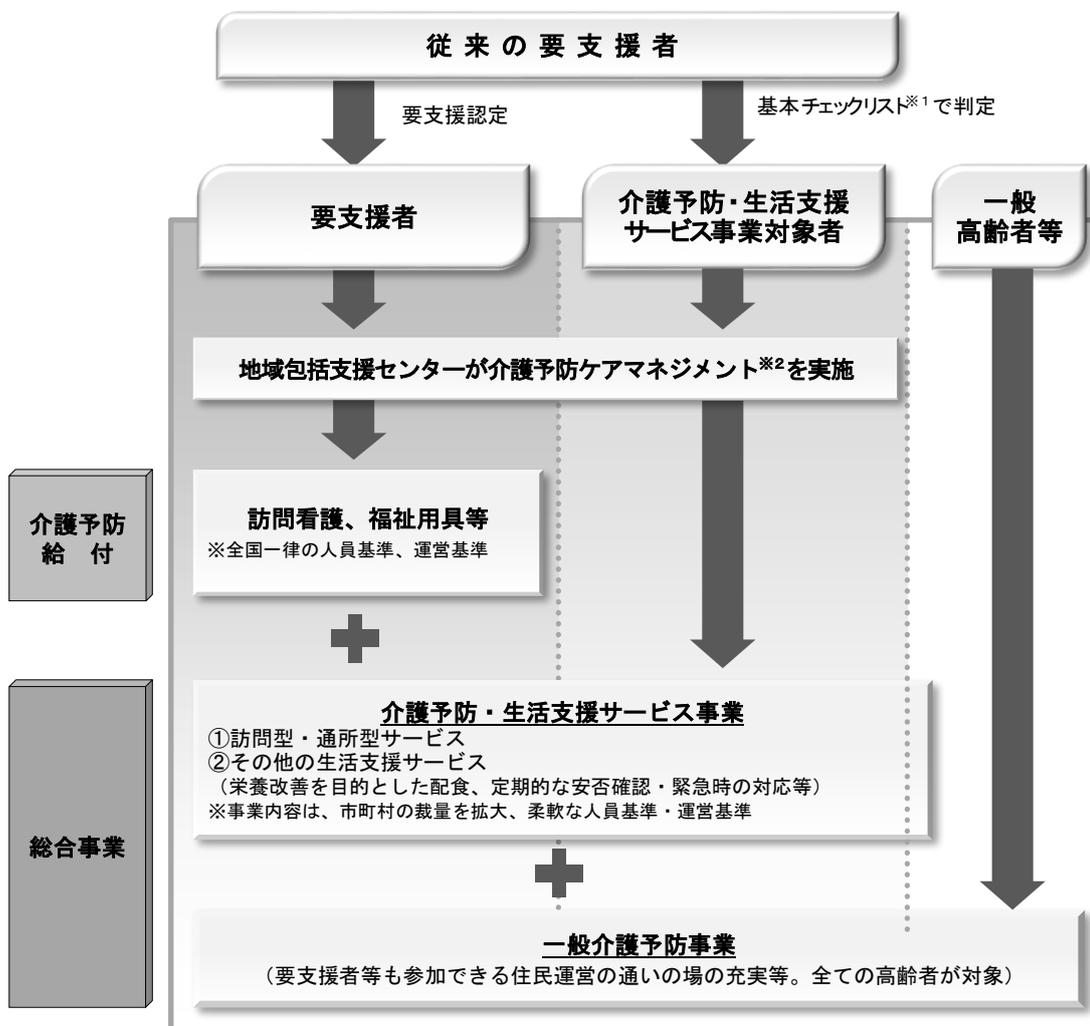
	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
生活支援取り組み団体数（団体）	11	14	16

■生活支援ボランティアの養成

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
生活支援ボランティア年間養成数※(人)	60	60	60
生活支援ボランティア総数(人)	157	217	277

※生活支援ボランティア養成研修の年間受講者数

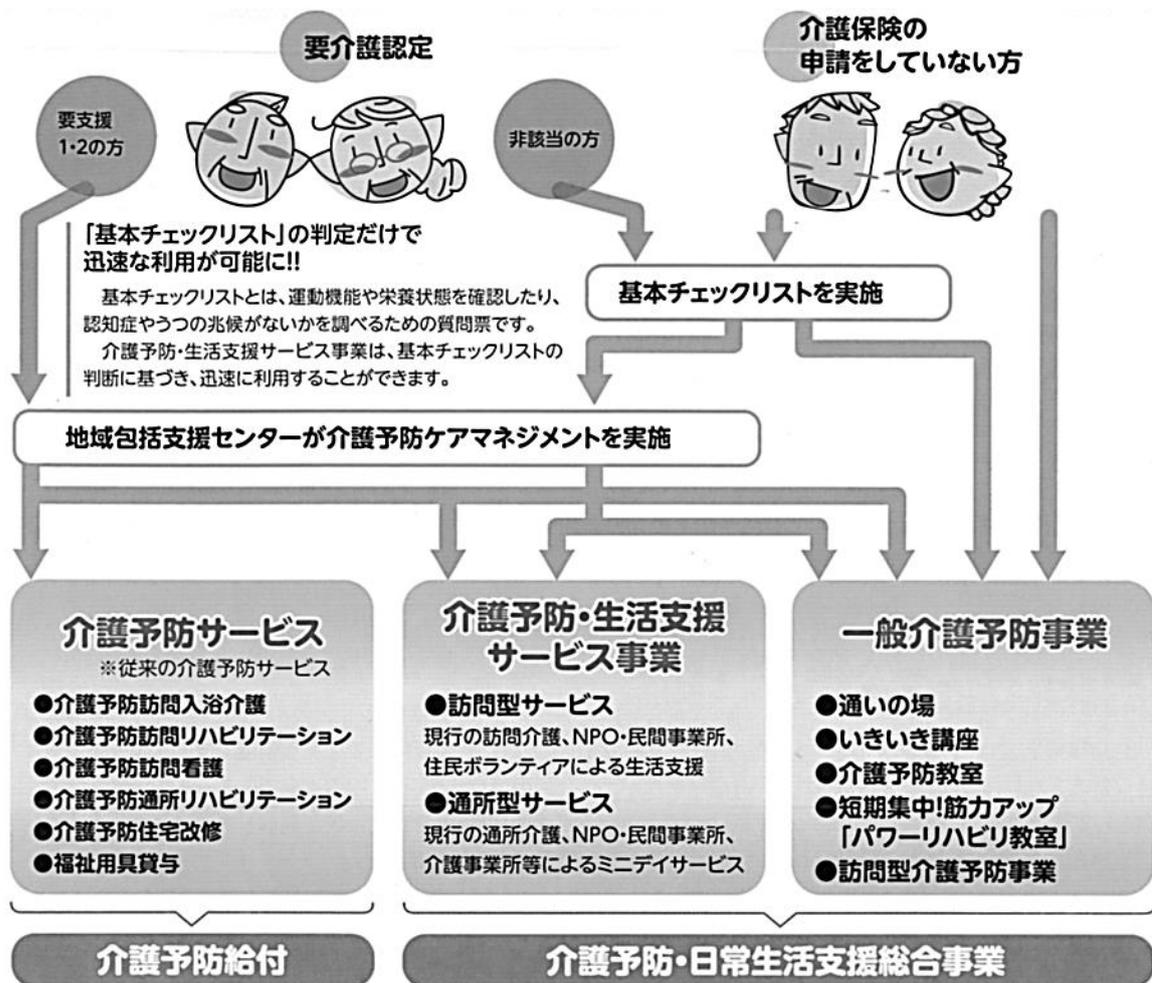
■総合事業の概要



- ※1 基本チェックリスト
運動機能や栄養状態を確認したり、認知症やうつ等の兆候がないかを調べるための質問票。
- ※2 介護予防ケアマネジメント
介護予防と生活支援の双方の視点から、本人の心身の状況や置かれている状況に応じた必要な支援が適切に提供されるよう支援計画を作成すること。

■花巻市における総合事業利用の流れ

総合事業は、要支援1・要支援2及び生活機能の低下が認められる方の、介護予防や日常生活の自立を目指すものです。個々のニーズに合った支援が提供されるよう、支援計画を立案する地域包括支援センターを中心に、関係機関が情報を共有しながら連携して支援にあたります。



⑤ 生活支援・介護予防サービス等の情報公表

介護予防の効果的な推進のため、医療・介護サービスの情報に加えて、地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの所在地、事業内容やサービス内容について広く住民に伝えていくことが必要なことから、積極的な情報発信に努めます。

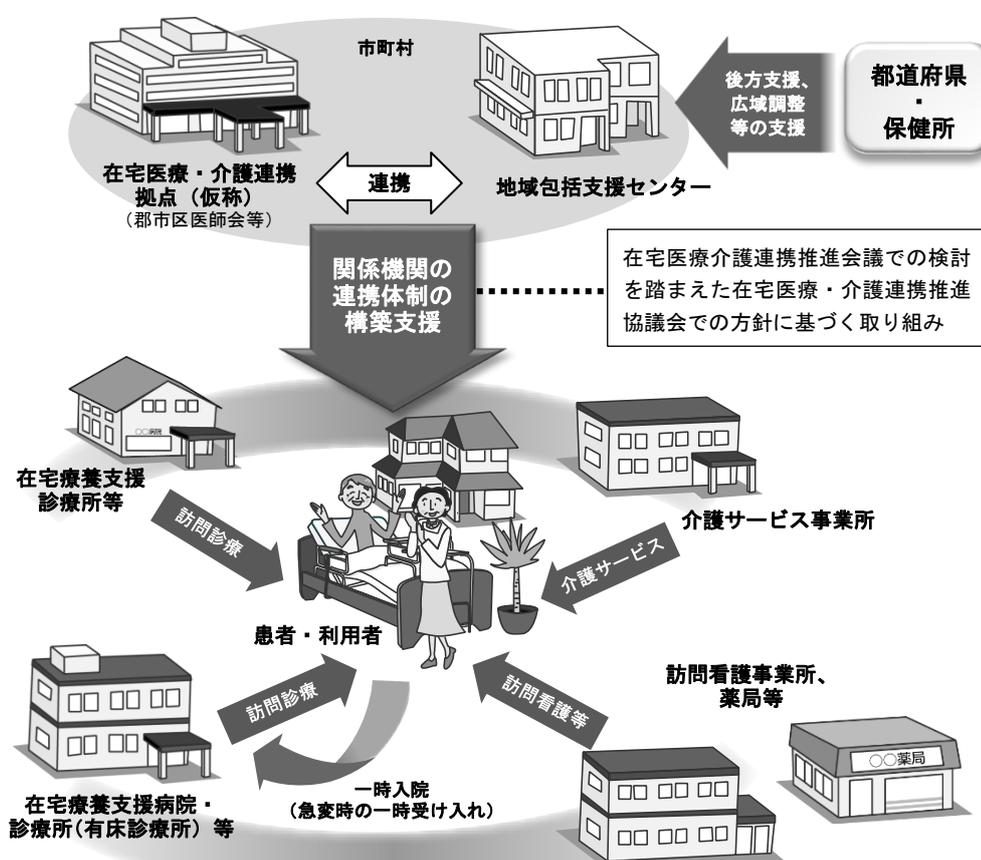
(3) 医療と介護の連携推進

医療と介護の関係機関との連携により、切れ目のない支援が提供できる仕組みづくりに取り組めます。

① 在宅医療・介護連携体制整備の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者など関係者の連携を推進します。

■在宅医療・介護連携のイメージ

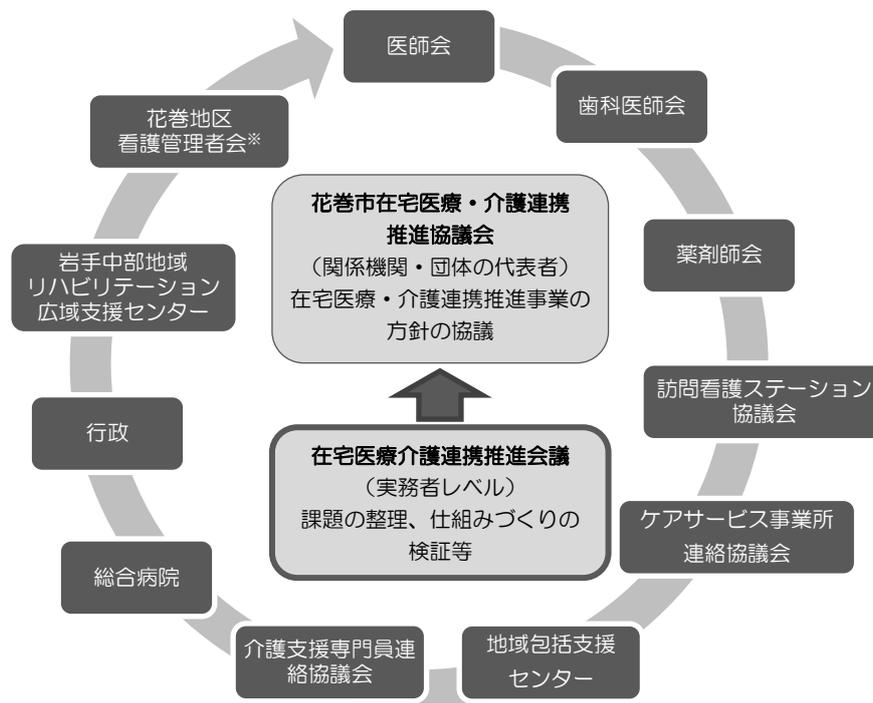


〈出典〉厚生労働省資料

《花巻市における在宅医療・介護連携に関する取り組み》

医療および介護の関係機関から推薦された「連携推進員」により構成される「花巻市在宅医療介護連携推進会議」により、在宅医療・介護連携に関する課題の整理およびその解決に資する施策の検討を行うとともに、「花巻市在宅医療・介護連携推進協議会」での協議を踏まえ、医療および介護との連携と協働により、在宅医療と介護の連携を推進する以下の8つの項目について計画的かつ効果的に推進します。

■在宅医療介護連携にかかる協議体イメージ



※花巻地区看護管理者会：花巻地区における主な病院施設の看護管理者で構成される組織

〈在宅医療と介護の連携を推進する8つの項目〉

ア．地域の医療・介護の資源の把握

地域における在宅医療や介護に関する資源の把握に努め、市民や医療・介護関係者が必要とする情報の提供に努めます。

イ．在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

医療および介護の関係機関から推薦された「連携推進員」により構成される「花巻市在宅医療介護連携推進会議」の開催などを通じて、在宅医療・介護連携に関する課題の把握及びその解決に資する必要な施策について検討に努めます。

ウ．切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

医療・介護関係機関と協働し、在宅医療と在宅介護が切れ目なく円滑に提供される仕組みの構築に向けた具体的な方策の企画・立案・実施に努めます。



エ. 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援

市民の在宅での療養生活を支えるために、医療・介護関係者間で必要な情報の共有を支援するため、情報共有ツールの整備に努めます。

オ. 在宅医療・介護関係者に関する相談支援

在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置し、地域包括支援センターと連携しながら地域の医療・介護関係者からの相談に応じ、支援します。

カ. 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携のために必要な知識の習得や当該知識の向上のために必要な研修会の開催に努めます。

キ. 地域住民への普及啓発

講演会の開催や、パンフレットの配布により在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行います。

ク. 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

在宅医療・介護連携における課題をふまえ、地域の実情に応じた近隣市町との連携について検討します。

② 二次医療圏内・関連市町の連携

地域の資源を有効に活用し保健医療サービスや福祉サービスの水準の向上を図るため、市医師会等の関係機関と連携を図るとともに、広域的な体制構築に向け二次医療圏域の関係機関で共有する「岩手中部地域医療情報ネットワークシステム（いわて中部ネット）」へ参画し、二次医療圏内・関連市町との連携を図ります。

■在宅医療・介護連携推進事業の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
在宅医療介護連携推進会議（回）	6	6	6
在宅生活を支える多職種が集う会（回）	3	3	3

(4) 認知症施策の推進

認知症への理解を深めるため、認知症に関する正しい知識の普及啓発をはじめ、早期発見・早期対応に向けた相談体制の充実などにより、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられる地域づくりに努めます。

① 認知症に関する正しい知識の普及啓発と早期発見・早期治療の推進

認知症セミナー、認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症に関する正しい理解を深めることにより、早期発見・早期治療を推進するとともに、認知症カフェをはじめとする地域の見守りや相談体制の充実を図ります。

② 認知症サポーターの養成と活用

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族に対して支援を行う認知症サポーターの養成と活動の推進に努めます。

■ 認知症サポーター養成講座の実施見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
認知症サポーター養成講座(回)	110	110	110
認知症サポーター年間養成数 ^{※1} (人)	1,000	1,000	1,000
認知症サポーター養成総数(人)	10,700	11,700	12,700
認知症サポーター1人に対する高齢者数 ^{※2} (人)	3	2.8	2.6

※1 認知症サポーター養成講座の年間受講者数

※2 認知症メイト(認知症サポーターの養成指導者)および認知症サポーター1人に対する高齢者の数

③ 認知症地域支援推進員と関係機関とのネットワーク推進

認知症への市民の理解を深めるため、認知症に関する正しい知識の普及啓発と、認知症の人やその家族の個別支援の充実のため、認知症地域支援推進員と地域包括支援センターなどの関係機関が連携し、ネットワークづくりに努めます。

④ 徘徊高齢者等SOSネットワーク(SOSネットワーク)の活用の推進

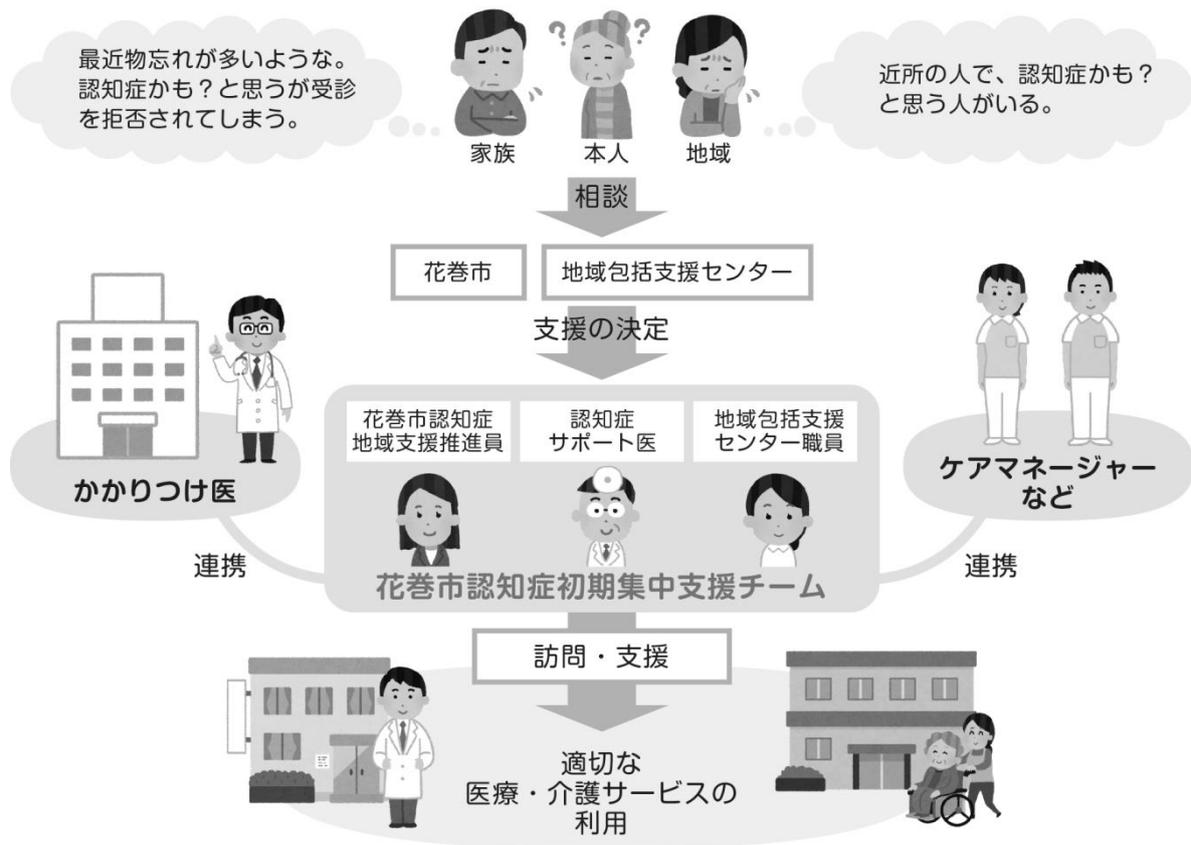
認知症などで見守りが必要な方や見守りに協力できる方の情報を事前に登録し、行方不明の事案が発生した場合にメールで速やかに情報を配信するSOSネットワークを活用することで地域ぐるみの発見・保護を目指します。



⑤ 認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進

認知症の人やその家族に対する早い段階での効果的サポートのため、認知症サポート医と地域包括支援センター及び認知症地域支援推進員で構成された専門チームが連携して活動を行います。

■ 認知症初期集中支援チームのイメージ



(5) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、個別課題の解決をはじめとする5つの機能を有しており、地域ケア個別会議と地域ケア推進会議から構成されます。会議の開催目的に応じて、医療、介護、福祉の専門職、地域住民等を参集し、開催しています。

■地域ケア会議の5つの機能

課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、
地域づくり・資源開発機能、政策形成

① 地域ケア個別会議の運営

当市における地域ケア個別会議は、「個別事例の総合的な検討」と「自立支援型ケアマネジメントの検討」に分かれて運営しており、個別の状況に合わせた課題の解決と生活の質の向上を目指します。

② 地域ケア推進会議の運営

地域ケア推進会議は、地域ケア個別会議で明確となった地域の課題を解決し、地域全体で高齢者を支えていくための取り組みについて検討します。

また、地域ケア個別会議で出された課題は、各地域の地域包括支援センターが地域の「顔が見える関係づくり」を目的に開催する地域ネットワーク会議でも共有され、支えあいの体制づくりなど地域における課題の解決に繋がっています。

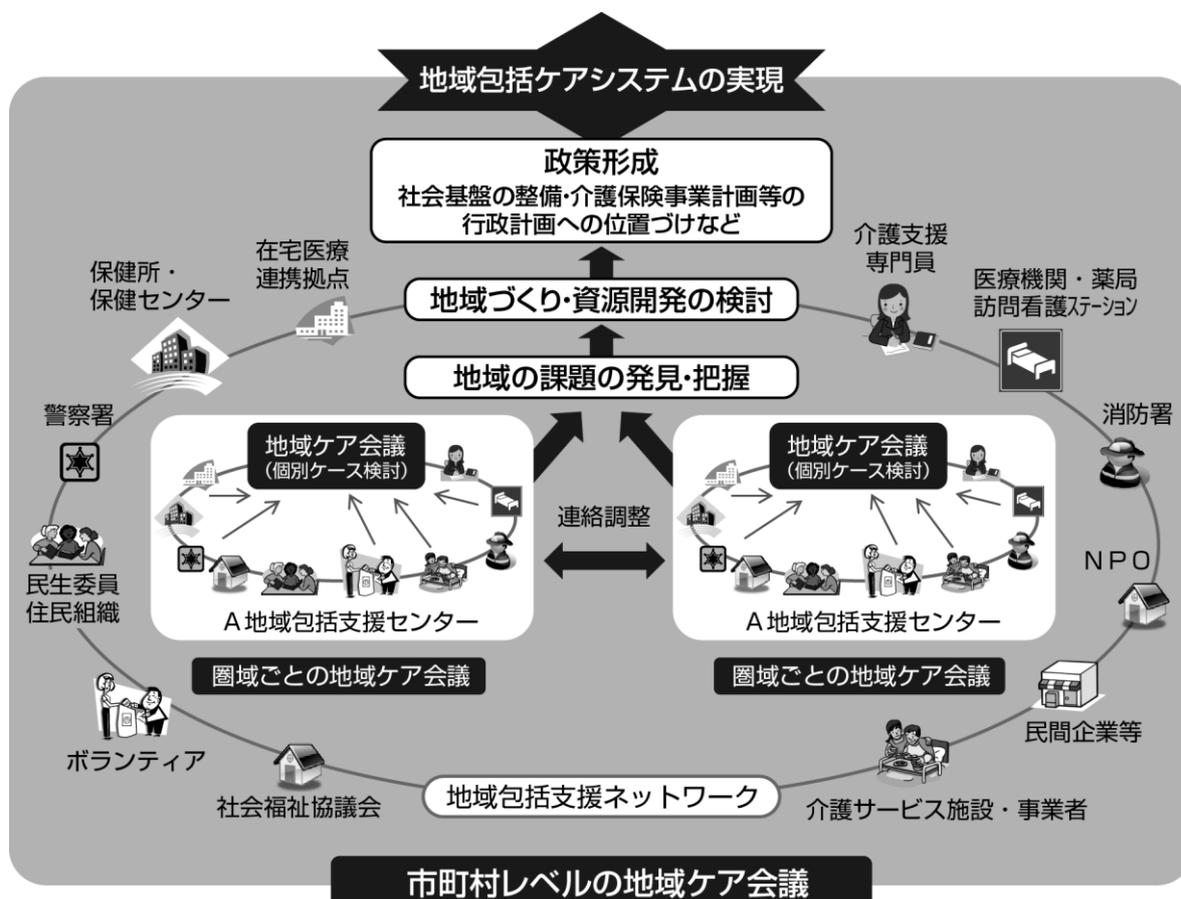
③ 地域包括ケアシステムへの貢献

それぞれの会議で蓄積された課題は、在宅医療・介護連携や認知症施策、総合事業の展開にも繋がっていることから、地域包括ケアシステムの充実にも反映されます。

■地域ケア会議開催回数の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
地域ケア個別会議（回）	25	30	35
自立支援型地域ケア会議（件）	24	40	40
地域ネットワーク会議（日常生活圏域）（回）	12	12	12
地域ケア推進会議（市全域）（回）	1	1	1

■「地域ケア会議」を活用した個別課題解決から地域包括ケアシステム
実現までのイメージ



〈出典〉厚生労働省資料

(6) 高齢者の居住安定に係わる施策との連携

地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいの提供と、適正なサービスの利用により個人の尊厳が確保されるよう、県と連携するとともに花巻市立地適正化計画の趣旨に基づいた施設整備により、高齢者に対する安定した住まいの確保に努めます。

① 養護老人ホームへの入所措置

環境上及び経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者に、入所による適切な施設サービスを提供します。

■養護老人ホームの見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
入所者数 (人)	91	91	91



② ケアハウス（軽費老人ホーム）

独立して生活することに不安のある高齢者が自立した生活を送ることができるよう、施設情報を提供します。

■ケアハウス（軽費老人ホーム）の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
定員数（人）	180	180	180

③ 有料老人ホーム

入居者が、安心して快適に生活を送ることができるよう、施設情報を提供します。

■有料老人ホームの見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
定員数（人）	129	129	129

④ サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に向け施設情報を提供します。

■サービス付き高齢者向け住宅

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
定員数（人）	81	166	166



2 生活を支援するサービスの充実

(1) 情報提供・相談体制の充実

高齢者福祉サービスやボランティア活動、介護サービスなどの周知に努めるとともに、日常生活の悩み相談が身近で気軽に受けられるような地域包括支援センターの機能向上に努めます。

① 総合相談支援事業

住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、どのような支援が必要かを把握し、切れ目のないサービスや制度の利用につなげていくため支援を行います。

■総合相談支援事業の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
相談実件数（件）	2,087	2,095	2,103

(2) 高齢者福祉サービスの充実

在宅で安心した日常生活が送れるよう、本人のニーズにあったサービスを提供します。

① 軽度生活援助事業

日常生活上の援助が必要なひとり暮らし高齢者等に対し、軽易な日常生活の支援を行います。

■軽度生活援助事業の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
利用人数（人）	250	250	250

② 高齢者福祉タクシー券給付事業

80歳以上のひとり暮らし高齢者等に対するタクシー券の給付により、社会参加に向けて外出手段を支援します。

■高齢者福祉タクシー券事業の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
交付人数（人）	1,619	1,684	1,751

③ 高齢者住宅改造事業

要支援・要介護認定を受けている高齢者を対象に、自宅で日常生活を送るために必要な住宅改造（手すりの設置、段差解消等）を支援します。

■高齢者住宅改造事業の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
利用人数（人）	17	17	17

④ 緊急通報装置設置事業

発作性の疾患があるなど、緊急時の通報手段を必要とするひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与します。

■緊急通報装置設置事業の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
新規設置件数（件）	14	14	14

⑤ 老人等日常生活用具給付等事業

心身機能の低下により、防火等への配慮が必要なひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付または貸与します。

■老人等日常生活用具給付等事業の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
延べ利用人数（人）	12	12	12

⑥ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

寝たきり高齢者等を対象に、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを提供します。

■寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
延べ利用人数（人）	26	28	30

⑦ 訪問理美容サービス事業

散髪等に行くことが困難な高齢者等を対象に理美容師が訪問するサービスに係る出張費を支援します。

■訪問理美容サービス事業の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
延べ利用人数（人）	30	33	36



⑧ 地域自立生活支援事業（配食サービス）

ひとり暮らし高齢者等の低栄養状態の改善を図るため食事の提供とともに、安否確認を行います。

■訪問サービス事業（配食）の実施見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
実利用者数（人）	98	98	98

（3）家族介護者・在宅要介護者への支援

在宅において安心して介護を継続できるよう家族介護者と在宅要介護者を支援します。

① 在宅介護者訪問相談事業

在宅介護者等を対象に訪問し、介護や生活上の不安や悩みなどの相談支援を行います。

■在宅介護者訪問相談事業の実施見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
訪問回数（回）	602	639	680

② 家族介護者支援

在宅の介護者を対象に、介護者同士の相互交流や情報交換、介護技術、健康づくり等についての知識の普及やりフレッシュを行う機会を提供します。

■家族介護者教室の実施見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
延べ利用者数（人）	230	245	260

③ 家族介護用品支給事業

要介護4・5の方を在宅介護している市民税非課税世帯を対象に、在宅介護に必要な紙おむつ・尿取りパッドなど、介護用品の購入費用の補助をします。

■家族介護用品支給事業の実施見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
延べ利用者数（人）	78	81	85

(4) 生活支援サービスの提供体制の充実

高齢者が住み慣れた場所で自立した生活を送ることができるよう、地域で行う介護予防と生活支援の体制づくりに取り組みます。

■花巻市における介護予防・生活支援サービス事業【表1】

サービスの種類	1) 訪問型サービス				2) 通所型サービス	
	①現行の訪問介護サービス	②訪問型サービスA	③ご近所サポーター事業	④訪問型サービスB	①現行の通所介護サービス	②通所型サービスA
サービスの内容	ヘルパーが自宅を訪問し、利用者の体に触れる介護や生活を支援	掃除、ゴミ出し、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理、調理、買い物等の利用者の体に触れない生活援助		訪問型サービスA、ご近所サポーター事業以外の生活援助※ (各団体ごとに提供メニュー、利用料を設定)	デイサービスで食事や入浴等のサービスや、生活機能の維持向上のための体操等を支援	ミニデイサービス 3時間程度で、「元気でまっせ体操」を始め、運動やレクリエーション等を実施
サービス提供者	訪問介護事業者	NPO法人 民間事業所	住民ボランティア団体 地域団体等		通所介護事業者	NPO団体 民間事業所 介護事業所等

<サービスの種類> ①これまでの介護給付における「介護予防サービス」と同様のサービス

②～④これまでの介護予防サービスの基準を緩和したサービス

※生活援助：除雪、話し相手、散歩の付添、自動車による付添支援（買物の付添、病院の付添）等

1) 訪問型サービス

① 現行の訪問介護サービス（従来の介護予防訪問介護と同様のサービス）

身体介護や生活支援を必要とする方を対象に、市の指定を受けた事業者の訪問介護員によるサービスを提供します。

■現行の訪問介護サービス利用回数の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
実利用回数（回）	20,407	20,076	19,656

② 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

シルバー人材センター等、民間事業所の住民ボランティアが自宅を訪問し、生活援助を提供します。

■訪問型サービスA利用回数の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
実利用回数（回）	3,744	5,304	6,968



③ ご近所サポーター事業（緩和した基準によるサービス）

NPO団体や地域団体の住民ボランティアが自宅を訪問し、生活援助を提供します。

■ご近所サポーター事業利用回数の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
実利用回数（回）	1,336	1,796	1,892

④ 訪問型サービスB

ご近所サポーター事業を実施している地域団体が、地域の実情を踏まえた必要な生活援助を提供します。

■訪問型サービスB利用者の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
実利用者数（人）	40	60	72

2) 通所型サービス

① 現行の通所介護サービス（従来の介護予防通所介護と同様のサービス）

生活機能の向上が必要な方を対象に、市の指定を受けた事業者がサービス等を提供します。

■通所介護型サービス利用回数の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
実利用回数（回）	50,963	46,335	43,299

② 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

NPOや民間事業者、ボランティアが主体となり、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に向け体操・運動等の活動の場を提供します。

■通所型サービスA利用回数の見込み

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
実利用回数（回）	4,876	9,868	13,060

3 地域での見守りの仕組みづくり

(1) 見守り助け合える地域づくり

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、市民の身近な相談窓口である地域包括支援センターの機能強化に努め、関係機関が情報共有し、権利擁護をはじめ高齢者の生活を包括的・継続的に支える体制を整備するとともに、地域包括支援センターを中核とし、住民同士がお互いに見守り助け合えるような地域づくりに努めます。

(2) 高齢者権利擁護体制の充実

高齢者の権利擁護について普及啓発に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら権利擁護体制を充実します。

① 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者の人権や虐待防止について、市民や関係機関への啓発に努めます。

また、関係機関や専門機関との連携を深め、高齢者虐待を早期発見し、適切に対応していきます。

② 成年後見制度等の周知と利用促進

成年後見制度や日常生活自立支援事業についての周知を図り、法人後見を担う関係機関と連携しながら成年後見制度の適切な利用促進に努めます。



施策目標Ⅳ 介護保険サービスの充実 ～持続可能な介護保険事業の運営～

1 効果的・効率的な介護保険事業の運営

(1) 保険者機能の強化

限られた資源を効率的・効果的に活用しながら、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供できるよう促します。

① 介護保険サービスの適正な供給

高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域でその人らしく、安心して生活ができるよう、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の重度化防止に資する、質の高い、適正なサービスを提供します。

② 地域密着型サービス事業者の指定、指導・監督

地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、条例で定める指定基準に従い運営状況を的確に把握したうえで適正に行っていきます。

また、事業者への指定基準の遵守の徹底とサービスの質的向上を図るため、実地による調査体制を強化し適切な指導・監督を行っていきます。

なお、平成30年度（2018年度）より居宅介護支援事業者に関する指定権限等が県より保険者に委譲されることから、地域密着型サービス事業所同様、指導体制の充実に取り組んでいきます。

③ 苦情処理システムの的確な運用

市窓口や地域包括支援センターで要介護認定やサービス利用についての相談を受けるほか、必要に応じて、要介護認定等に対する不服申し立てについては「県介護保険審査会」が、サービス内容に対する苦情については「県国民健康保険団体連合会（国保連）」が、各々対応します。

④ 介護保険サービス利用者への情報提供の推進

介護を必要とする方及びその家族が必要な情報を、身近なところで得ることができるよう、市窓口や地域包括支援センターのほか、各介護事業所等への情報提供に努めます。

(2) 介護保険サービスの確保・質の向上

自立支援・重度化防止に資する、質の高いサービスを安定して提供できる体制づくりに取り組みます。

① サービス事業者の確保と連携

介護保険サービス提供事業者の新規参入、もしくは既存事業者の事業拡大にあたっては、地域の介護ニーズに関する情報を収集するとともに、事業者に対する情報の提供を図ります。

② 人材の確保・養成・研修体制の充実

奨学金返還者への支援や、高校生等を対象とした介護の仕事の大切さと魅力を知ってもらうための講座の開催等により、介護人材の確保に取り組むとともに、介護保険サービスに携わる様々な人々が、その役割を十分に担うことが可能になるよう、研修機会などの情報提供に努めます。

③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質・専門性の向上

介護保険サービスの適正利用推進に向け、介護支援専門員の資質の向上を図るため、市及び地域包括支援センター主催による研修を定期的で開催します。

④ 施設サービスの質的向上

高齢者の豊かな暮らしに向け生活環境の整備を図るとともに、利用者等の意見も反映した客観的な第三者評価制度の活用を図るなど、サービスの質の向上を図ります。

⑤ 自己評価システムの促進と第三者評価の推進

各サービス事業者に対し、サービスの質的向上に向けた自己評価システムの導入を促進するとともに、定期的に第三者評価を行うなど、サービス利用者から信頼される事業者であり続けるように指導や要請を行います。

⑥ 相談・苦情対応体制の充実

介護保険サービスを利用する方が快適で適正に利用できるよう、各サービス事業所のほか、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などで苦情相談に対応します。

⑦ 個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては、情報漏洩事故につながらないように、県等とともに各事業所の個人情報の保護について指導します。



⑧ 事業者の介護保険サービス情報の公表

介護保険サービス事業者には、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間等に関する情報の開示・公表が義務づけられているところであり、利用者によるサービスの選択が適切に行えるよう情報の提供に努めます。

(3) 介護給付適正化に向けた取り組み

国が平成29年7月7日に策定した「介護給付適正化計画」に関する指針」に掲げる以下の適正化主要事業に取り組みます。

① 要介護認定の適正化

要介護認定（新規・更新・変更）に係る認定調査（委託・直営）の内容について、書面により点検を行い、要介護認定の平準化を図ります。

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
点検する認定調査	全ての認定調査		
認定調査項目別の選択状況の全国保険者との比較 (業務分析データより箱ひげ図から飛び出している調査項目数(全74項目中))	9	9	8

② ケアプランの点検

居宅介護サービス計画等の記載内容について、介護支援専門員とともに確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取り組みの支援を行います。

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
点検実施事業所数	12事業所	12事業所	12事業所
1プランあたりの平均質問項目数	12項目以下		

③ 介護給付費通知

受給者本人（家族を含む）に対して、介護報酬の請求及び費用の給付状況等を通知することにより、適切な介護サービスの利用と提供の普及啓発を図ります。

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
実施回数	毎年3月に10～12月の実績を利用者に通知		

2 第7期における介護保険サービスの提供

(1) 地域ニーズにあった介護保険サービスの提供

本人の希望や状態に対応するとともに、介護者の負担を軽減する介護サービスを提供します。

① 住み慣れた地域で暮らし続ける

自宅で生活を続けることが困難になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が続けられるよう、身近な地域でのサービス基盤の充実を図ります。

② 介護者が介護と仕事を両立できる

特別養護老人ホーム入所待機者の解消を図り、介護者の、介護を理由とするやむを得ない離職を防ぎます。

③ 県の医療計画との整合性の確保

「岩手県保健医療計画」との整合性を確保し、療養病床から在宅医療や介護施設サービスへの移行によって生じる、介護サービス等の需要（追加的需要）に対応します。

④ 地域に根ざしたサービスの実現

地域密着型サービスは、本市の果たすべき役割が特に大きいことから、サービス事業者との連携を強化し、地域におけるサービス基盤の充実を図ります。

(2) 介護保険サービスの基盤整備計画

多様化する介護ニーズに対応した介護保険サービスが提供されるよう、計画的に必要な基盤整備を行っていきます。

■地域密着型サービスの整備計画

		2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
ア. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	か所数		1	2
	定員数(人)		29	58
イ. 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	ユニット数		1	1
	定員数(人)		9	9
ウ. 小規模多機能型居宅介護	か所数			1

(3) 居宅サービスの提供（実績と見込み）

※【介】は介護給付（要介護1～5の方に対する給付）、【予】は予防給付（要支援1・2の方に対する給付）を示しています。介護予防サービスは名称に「介護予防」がつきますが、省略して表記しています。

※給付費は年間累計の金額、人数は1月当たりの利用者数です。

① 訪問介護 【介】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	460,523	486,570	521,993	559,122	574,492	594,623	709,707
	人数(人)	793	806	808	827	829	835	882
予防 給付	給付費(千円)	68,568	62,855	35,290				
	人数(人)	306	289	242				

② 訪問入浴介護 【介・予】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	69,603	66,645	60,105	57,629	54,885	51,765	49,927
	人数(人)	114	108	97	92	87	82	82
予防 給付	給付費(千円)	249	505	355	580	1,256	1,333	1,333
	人数(人)	1	1	2	1	2	2	2

③ 訪問看護 【介・予】 療養病床から在宅医療等への移行により生じる「追加的需要分」含む

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	124,024	120,214	123,285	132,620	134,897	137,042	157,531
	人数(人)	311	315	329	355	362	368	423
予防 給付	給付費(千円)	10,703	10,731	10,289	10,783	10,928	11,336	12,815
	人数(人)	41	42	42	43	44	46	52

④ 訪問リハビリテーション 【介・予】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	10,544	12,131	14,572	18,655	21,196	24,179	28,407
	人数(人)	32	39	42	56	63	71	84
予防 給付	給付費(千円)	1,091	2,229	1,911	3,079	4,022	5,748	9,164
	人数(人)	4	7	7	11	14	18	22

⑤ 居宅療養管理指導 【介・予】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	6,948	9,014	9,869	14,232	17,068	20,078	28,454
	人数(人)	77	102	110	156	186	218	309
予防 給付	給付費(千円)	667	293	351	393	394	394	552
	人数(人)	6	3	4	5	5	5	7

⑥ 通所介護 【介】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	1,331,544	1,067,833	1,103,198	1,137,090	1,159,536	1,182,559	1,217,470
	人数(人)	1,574	1,283	1,308	1,334	1,360	1,387	1,428
予防 給付	給付費(千円)	234,334	224,467	125,187				
	人数(人)	757	736	622				

⑦ 通所リハビリテーション 【介・予】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	186,324	189,523	202,840	218,793	229,473	237,277	267,087
	人数(人)	280	312	335	386	419	452	508
予防 給付	給付費(千円)	37,312	41,758	51,467	69,787	76,185	82,031	95,025
	人数(人)	102	118	142	171	186	201	231

⑧ 短期入所生活介護 【介・予】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	606,611	610,610	632,242	658,609	711,084	734,622	734,622
	人数(人)	560	575	594	614	634	654	654
予防 給付	給付費(千円)	11,879	11,512	9,454	9,301	9,259	9,067	9,067
	人数(人)	32	29	27	25	23	22	22

⑨ 短期入所療養介護 【介・予】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	41,752	40,260	38,325	43,938	43,958	43,958	44,995
	人数(人)	43	42	41	44	44	44	45
予防 給付	給付費(千円)	540	138	1,193	1,658	1,659	1,659	1,659
	人数(人)	1	0	1	2	2	2	2



⑩ 福祉用具貸与 【介・予】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	232,614	242,551	255,752	266,415	275,529	285,665	329,299
	人数(人)	1,407	1,479	1,546	1,618	1,682	1,747	2,027
予防 給付	給付費(千円)	16,979	20,359	22,869	26,563	29,626	32,761	37,476
	人数(人)	291	348	375	450	504	560	641

⑪ 特定福祉用具販売 【介・予】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	7,246	8,412	7,961	8,524	8,524	8,524	12,645
	人数(人)	26	29	28	29	29	29	43
予防 給付	給付費(千円)	2,677	2,808	2,173	2,808	2,808	2,808	4,091
	人数(人)	11	11	8	11	11	11	16

⑫ 住宅改修費 【介・予】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	13,643	12,994	15,054	16,068	16,068	16,068	19,808
	人数(人)	10	11	11	13	13	13	16
予防 給付	給付費(千円)	8,386	8,950	6,762	9,683	9,683	9,683	15,781
	人数(人)	7	7	7	8	8	8	13

⑬ 特定施設入居者生活介護 【介・予】 平成30年度40床、平成32年度85床増床の見込

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	113,129	129,423	127,081	204,598	204,690	322,765	360,007
	人数(人)	51	58	57	88	88	139	155
予防 給付	給付費(千円)	4,938	7,993	8,119	21,847	21,856	34,919	38,651
	人数(人)	5	9	10	24	24	38	42

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援 【介・予】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	436,730	444,641	443,254	451,775	456,753	460,357	479,526
	人数(人)	2,428	2,468	2,480	2,500	2,526	2,544	2,648
予防 給付	給付費(千円)	63,166	63,507	52,529	62,475	62,079	62,080	65,184
	人数(人)	1,186	1,193	1,115	1,175	1,167	1,167	1,225

(4) 地域密着型サービスの提供（実績と見込み）

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 【介】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	—	—	—	—	—	—	—
	人数(人)	—	—	—	—	—	—	—

※必要により対応します。

② 夜間対応型訪問介護 【介】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	—	—	—	—	—	—	—
	人数(人)	—	—	—	—	—	—	—

※必要により対応します。

③ 認知症対応型通所介護 【介・予】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	77,259	96,648	109,666	98,161	98,205	98,205	121,711
	人数(人)	64	75	85	75	75	75	93
予防 給付	給付費(千円)	1,226	639	2,540	2,564	2,565	2,565	2,565
	人数(人)	2	2	5	5	5	5	5

④ 小規模多機能型居宅介護 【介・予】 平成32年度1施設整備予定

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	182,779	191,365	182,587	236,681	242,137	293,398	308,729
	人数(人)	77	80	80	97	99	124	131
予防 給付	給付費(千円)	7,346	7,781	9,855	10,535	10,689	15,770	19,369
	人数(人)	9	10	12	16	17	21	26

⑤ 認知症対応型共同生活介護 【介・予】

(認知症高齢者グループホーム) 平成31年度9床、平成32年度9床整備予定

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	545,865	541,097	584,572	650,537	665,851	705,566	869,449
	人数(人)	187	184	184	214	219	232	286
予防 給付	給付費(千円)	1,341	54	3,943	5,642	5,644	5,644	5,644
	人数(人)	0	0	2	2	2	2	2



⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護 【介】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	6,814	39,761	38,923	41,052	41,070	41,070	41,070
	人数(人)	4	18	18	18	18	18	18

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 【介】

(地域密着型特別養護老人ホーム) 平成31年度29床、平成32年度58床整備予定

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	453,804	458,178	524,402	665,025	760,320	950,317	1,045,737
	人数(人)	144	143	145	203	232	290	319

⑧ 地域密着型通所介護 【介】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)		250,268	235,391	275,194	275,317	275,317	283,623
	人数(人)		320	291	321	321	321	331

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護 【介】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	—	—	—	41,316	63,120	63,904	81,022
	人数(人)	—	—	—	15	23	23	29

(5) 施設サービスの提供 (実績と見込み)

① 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 【介】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	1,782,934	1,777,747	1,822,005	1,825,244	1,855,731	1,855,731	1,855,731
	人数(人)	602	615	631	615	625	625	625

② 介護老人保健施設 (老人保健施設) 【介】

療養病床から在宅医療等への移行によって生じる「追加的需要分」を含む

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	1,323,498	1,255,520	1,282,836	1,366,144	1,366,756	1,366,756	1,501,381
	人数(人)	425	406	416	436	436	436	479



③ 介護療養型医療施設（病院）【介】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	123,053	131,107	30,052	—	—	—	—
	人数(人)	31	32	24	—	—	—	—

④ 介護医療院【介】

		実績		見込	計画			
		2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護 給付	給付費(千円)	—	—	—	—	—	—	—
	人数(人)	—	—	—	—	—	—	—

※必要により対応します。



第5章



介護保険給付費の見込みと 保険料の算出

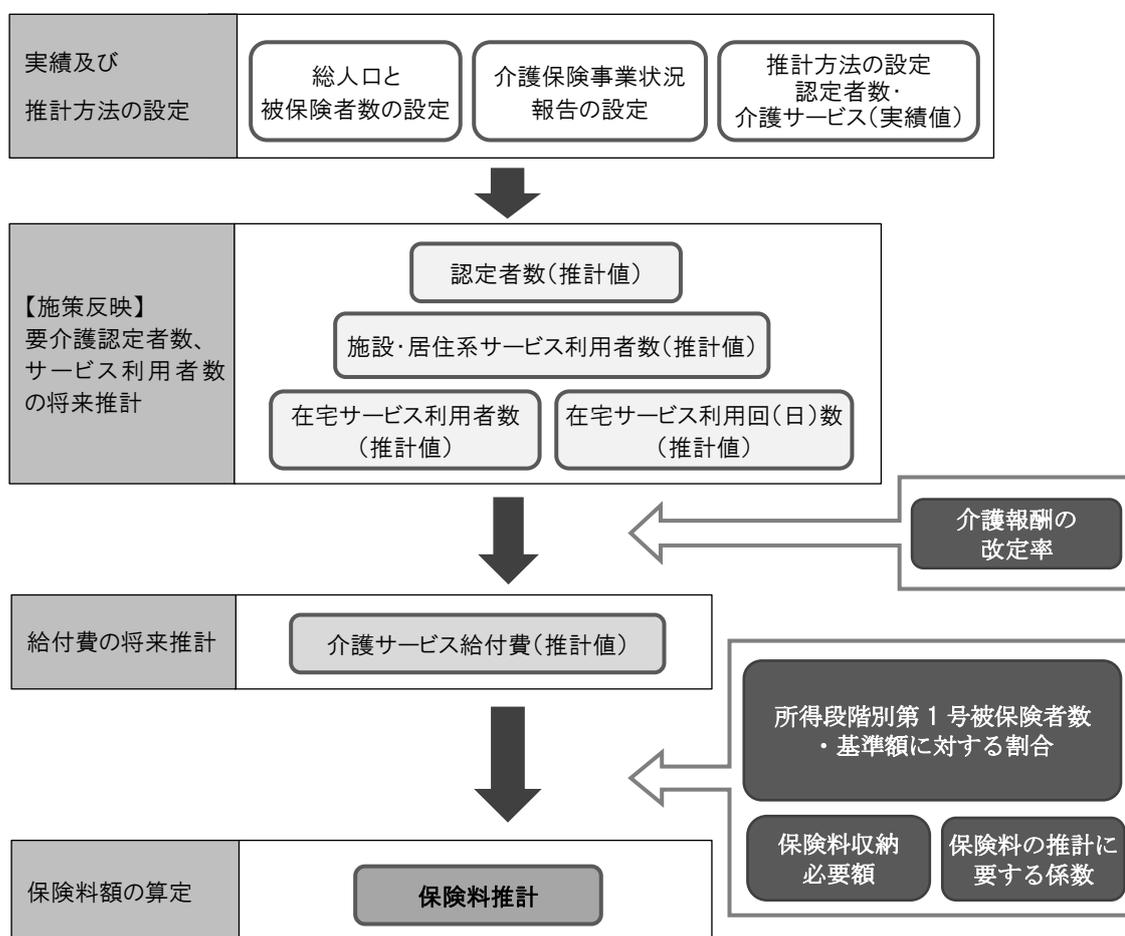
第5章 介護保険給付費の見込みと介護保険料の算出

1 介護保険事業費の推計

(1) 推計方法の手順

第7期計画の介護保険サービス事業費の推計は、第6期計画のサービス利用実績等をもとに下記の手順により見込みました。

■介護保険料の推計手順



(2) 介護保険サービス給付費の見込み

各サービス給付費の推計は、下記のとおりです。

① 居宅サービス給付費

単位：千円

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
ア 訪問介護	559,122	574,492	594,623	709,707
イ 訪問入浴介護	57,629	54,885	51,765	49,927
ウ 訪問看護	132,620	134,897	137,042	157,531
エ 訪問リハビリテーション	18,655	21,196	24,179	28,407
オ 居宅療養管理指導	14,232	17,068	20,078	28,454
カ 通所介護	1,137,090	1,159,536	1,182,559	1,217,470
キ 通所リハビリテーション	218,793	229,473	237,277	267,087
ク 短期入所生活介護	658,609	711,084	734,622	734,622
ケ 短期入所療養介護（老健）	43,938	43,958	43,958	44,995
コ 短期入所療養介護（病院等）	—	—	—	—
サ 福祉用具貸与	266,415	275,529	285,665	329,299
シ 特定福祉用具購入費	8,524	8,524	8,524	12,645
ス 住宅改修費	16,068	16,068	16,068	19,808
セ 特定施設入居者生活介護	204,598	204,690	322,765	360,007
ソ 居宅介護支援	451,775	456,753	460,357	479,526

② 地域密着型サービス給付費

単位：千円

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—	—
イ 夜間対応型訪問介護	—	—	—	—
ウ 認知症対応型通所介護	98,161	98,205	98,205	121,711
エ 小規模多機能型居宅介護	236,681	242,137	293,398	308,729
オ 認知症対応型共同生活介護	650,537	665,851	705,566	869,449
カ 地域密着型特定施設入居者生活介護	41,052	41,070	41,070	41,070
キ 地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	665,025	760,320	950,317	1,045,737
ク 地域密着型通所介護	275,194	275,317	275,317	283,623
ケ 看護小規模多機能型居宅介護	41,316	63,120	63,904	81,022



③ 施設サービス給付費

単位：千円

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
ア 介護老人福祉施設	1,825,244	1,855,731	1,855,731	1,855,731
イ 介護老人保健施設	1,366,144	1,366,756	1,366,756	1,501,381
ウ 介護療養型医療施設	—	—	—	—

④ 介護予防給付費

単位：千円

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
ア 介護予防訪問入浴介護	580	1,256	1,333	1,333
イ 介護予防訪問看護	10,783	10,928	11,336	12,815
ウ 介護予防訪問リハビリテーション	3,079	4,022	5,748	9,164
エ 介護予防居宅療養管理指導	393	394	394	552
オ 介護予防通所リハビリテーション	69,787	76,185	82,031	95,025
カ 介護予防短期入所生活介護	9,301	9,259	9,067	9,067
キ 介護予防短期入所療養介護（老健）	1,658	1,659	1,659	1,659
ク 介護予防短期入所療養介護（病院等）	—	—	—	—
ケ 介護予防福祉用具貸与	26,563	29,626	32,761	37,476
コ 特定介護予防福祉用具購入費	2,808	2,808	2,808	4,091
サ 介護予防住宅改修	9,683	9,683	9,683	15,781
シ 介護予防特定施設入居者生活介護	21,847	21,856	34,919	38,651
ス 介護予防支援	62,475	62,079	62,080	65,184

⑤ 地域密着型介護予防サービス給付費

単位：千円

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
ア 介護予防認知症対応型通所介護	2,564	2,565	2,565	2,565
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護	10,535	10,689	15,770	19,369
ウ 介護予防認知症対応型共同生活介護	5,642	5,644	5,644	5,644

⑥ 介護サービス給付費計

単位：千円

介護サービス給付費計（①～⑤）	9,225,120	9,639,617	10,288,685	11,127,106
-----------------	-----------	-----------	------------	------------



(3) 標準給付費

単位：千円

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	合 計	2025年度 (H37年度)
介護サービス給付費※ ¹	9,225,120	9,639,617	10,288,685	29,153,422	11,127,106
特定入所者介護サービス費等 給付額※ ²	502,668	526,671	561,750	1,591,089	658,347
高額介護サービス費等給付額	183,989	191,561	199,443	574,993	243,998
高額医療合算介護サービス費等 給付額	26,865	30,440	34,491	91,796	64,417
審査支払手数料	12,063	12,548	13,052	37,663	15,894
標準給付費見込額	9,950,705	10,400,837	11,097,421	31,448,963	12,109,762

※1 一定以上所得者負担の調整後

※2 資産等勘案調整後

(4) 地域支援事業費

単位：千円

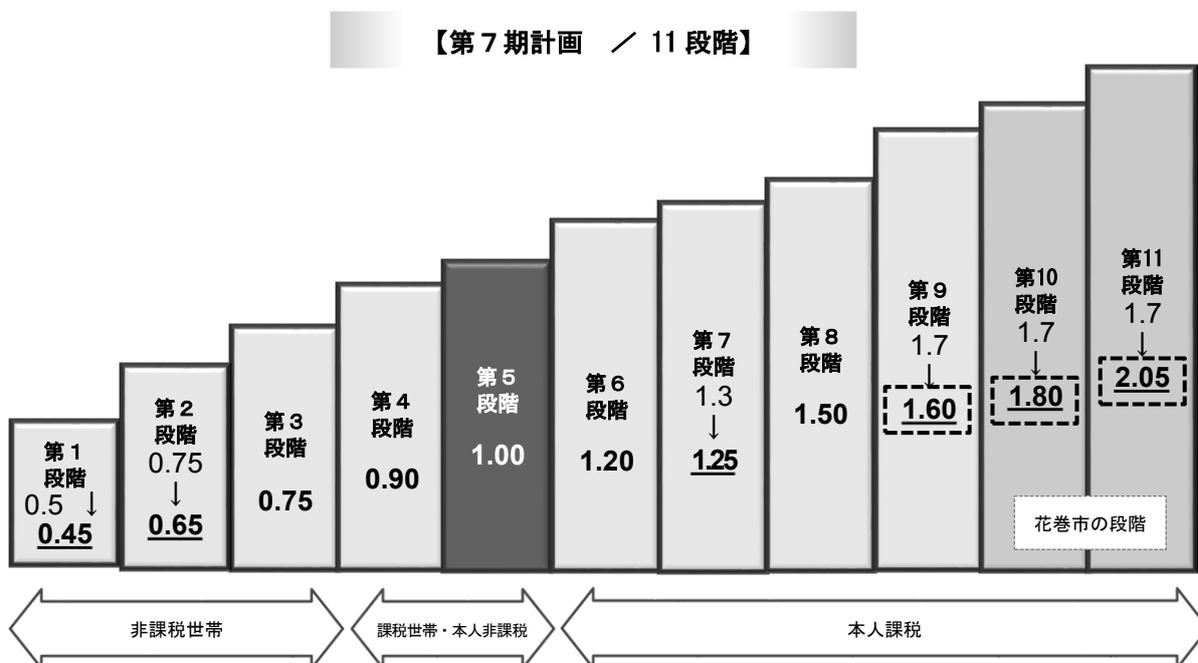
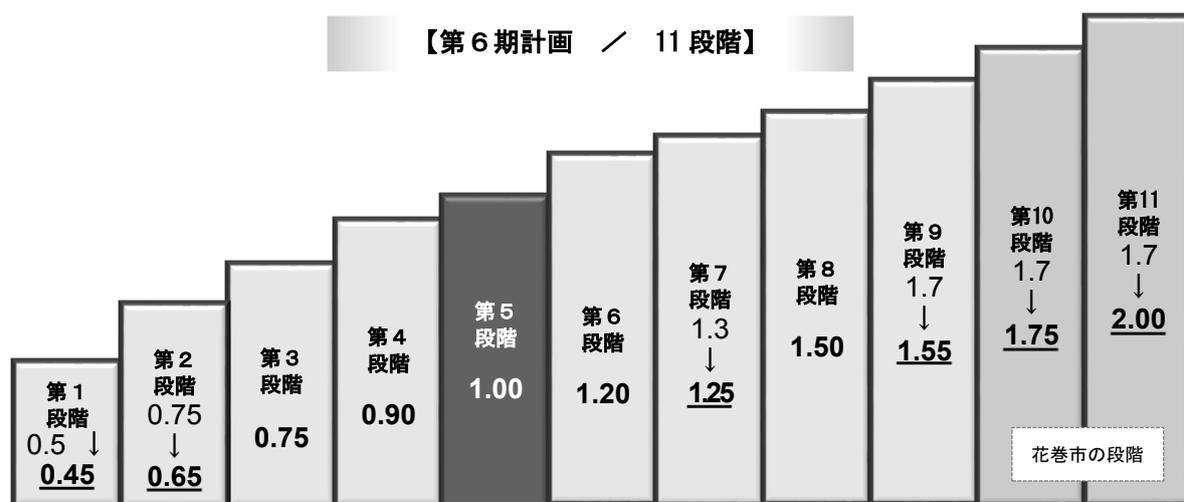
	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	合 計	2025年度 (H37年度)
地域支援事業費	520,012	517,965	517,479	1,555,456	538,148
介護予防・ 日常生活支援総合事業費	360,902	357,339	356,853	1,075,094	371,127
包括的支援事業・任意事業費	159,110	160,626	160,626	480,362	167,021

2 介護保険料の設定

(1) 介護保険料の段階設定

所得段階に応じた介護保険料を設定することで低所得者への負担軽減となるよう、本市では所得段階を11段階に分けた介護保険料を設定しています。

■保険料率の見直し



※下線表示の割合は、国の標準割合から市が独自に設定したものです。

※[] 表示の割合は、第7期計画において見直したものです。

(2) 所得段階別対象者

第7期介護保険料の所得段階別対象者は、下記のとおりとします。

所得段階	対象者
第1段階	生活保護受給者または住民税非課税世帯 (課税年金収入額と合計所得金額 [※] の合計額が80万円以下)
第2段階	住民税非課税世帯 (課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下)
第3段階	住民税非課税世帯 (課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超)
第4段階	本人住民税非課税者 (課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下)
第5段階	本人住民税非課税者 (課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超)
第6段階	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が120万円未満)
第7段階	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が120万円以上200万円未満)
第8段階	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が200万円以上300万円未満)
第9段階	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が300万円以上350万円未満)
第10段階	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が350万円以上500万円未満)
第11段階	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が500万円以上)

※合計所得金額：合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額と、年金収入に係る所得額（第1～5段階のみ）を控除した額となります。

(3) 第1号被保険者数と所得段階別被保険者数

① 第1号被保険者数

単位：人

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	合 計	2025年度 (H37年度)
第1号被保険者数	32,171	32,298	32,340	96,809	31,651
うち前期（65～74歳）	14,717	14,672	14,902	44,291	13,145
うち後期（75歳～）	17,454	17,626	17,438	52,518	18,506
後期（75歳～84歳）	11,356	11,373	11,029	33,758	11,853
後期（85歳～）	6,098	6,253	6,409	18,760	6,653

② 所得段階別被保険者数

単位：人

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	合 計	2025年度 (H37年度)
所得段階別 被保険者数	32,171	32,298	32,340	96,809	31,651
第1段階	4,501	4,519	4,525	13,545	4,428
第2段階	2,425	2,435	2,438	7,298	2,386
第3段階	2,317	2,326	2,329	6,972	2,279
第4段階	6,223	6,247	6,255	18,725	6,122
第5段階	6,633	6,659	6,667	19,959	6,526
第6段階	4,749	4,768	4,774	14,291	4,672
第7段階	3,202	3,215	3,219	9,636	3,151
第8段階	1,120	1,125	1,126	3,371	1,103
第9段階	242	243	244	729	238
第10段階	371	372	373	1,116	364
第11段階	388	389	390	1,167	382

(4) 調整交付金及び準備基金等

単位：千円

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	合 計	2025年度 (H37年度)
標準給付費見込額	9,950,705	10,400,837	11,097,421	31,448,963	12,109,762
地域支援事業費	520,012	517,965	517,479	1,555,456	538,148
介護予防・ 日常生活支援総合事業費	360,902	357,339	356,853	1,075,094	371,127
包括的支援事業・任意事業費	159,110	160,626	160,626	480,362	167,021
第1号被保険者負担分相当額	2,408,265	2,511,324	2,671,427	7,591,016	3,161,978
調整交付金相当額	515,580	537,909	572,714	1,626,203	624,044
調整交付金見込交付割合	7.25%	7.09%	6.82%		6.37%
調整交付金見込額	747,591	762,755	781,182	2,291,528	795,033
準備基金取崩額				349,893	0
保険料収納率及び収納必要額				99.21%	6,575,798

(5) 介護保険料基準月額算定の算定

単位：円

	第7期	第9期
第7期の第1号被保険者の介護保険料の基準額 [収納必要額÷収納率÷延被保険者数(92,698人)÷12か月]	5,959	8,290
(参考) 準備基金取崩額の影響額	317	0
(参考) 第6期(5,506円)→第7期の増減率	8.2%	



(6) 第1号被保険者保険料（第7期）の設定

単位：円

所得段階	負担割合	対象者	年額保険料
第1段階	基準額の0.45	生活保護受給者または住民税非課税世帯 (課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80万円以下)	32,200
第2段階	基準額の0.65	住民税非課税世帯 (課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80万円超120万円以下)	46,500
第3段階	基準額の0.75	住民税非課税世帯 (課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 120万円超)	53,600
第4段階	基準額の0.90	本人住民税非課税者 (課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80万円以下)	64,400
第5段階	基準額	本人住民税非課税者 (課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80万円超)	71,500
第6段階	基準額の1.20	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が120万円未満)	85,800
第7段階	基準額の1.25	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が120万円以上)	89,400
第8段階	基準額の1.50	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が200万円以上)	107,300
第9段階	基準額の1.60	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が300万円以上)	114,400
第10段階	基準額の1.80	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が350万円以上)	128,700
第11段階	基準額の2.05	本人住民税課税者 (本人合計所得金額が500万円以上)	146,600



第6章



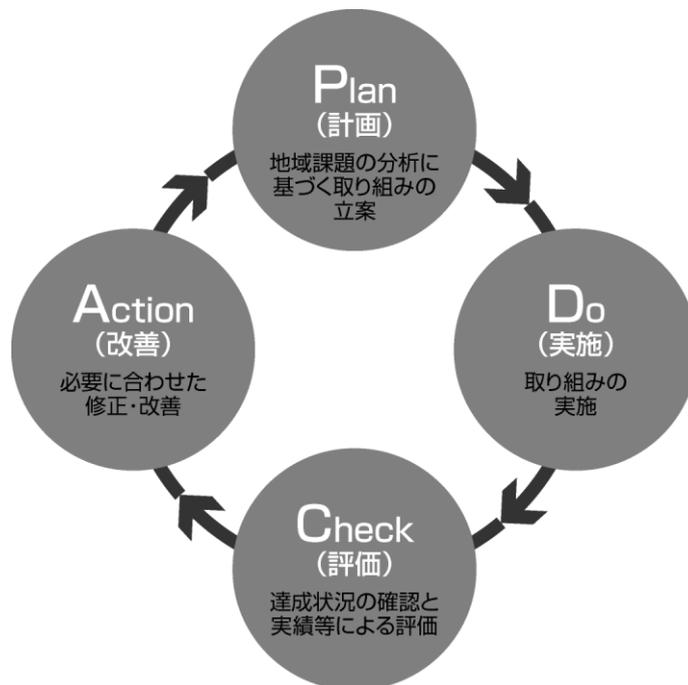
計画の推進に向けて



第6章 計画の推進に向けて

1 計画の運用に関するPDCAサイクルの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、包括的・継続的な仕組みである「地域包括ケアシステム」の体制整備に向け、PDCAサイクルを活用した効果的かつ効率的な取り組みにより計画を推進します。



2 評価指標の設定

計画を効果的に推進していくため、施策目標ごとの評価指標を定めます。

《各施策目標の評価指標》

【施策目標Ⅰ】 高齢者の積極的な社会参加への推進 ～生涯現役として活躍できる地域づくり～

◇ 高齢者の就労支援

	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
生きがい就労創出事業取り組み団体数	団体	3	3	3



【施策目標Ⅱ】高齢者の健康づくり ～健康長寿に向けた継続性のある取り組み～

◇通いの場の拡大

	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
「通いの場」取り組み団体数	団体	100	105	110

【施策目標Ⅲ】安心して生活できる環境づくり

～いつまでも住み慣れた地域で生活ができる支援体制の整備～

①地域団体による生活支援の体制整備

	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
生活支援取り組み団体数	団体	11	14	16

②生活支援ボランティアの養成

	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
生活支援ボランティア年間養成数※	人	60	60	60
生活支援ボランティア総数	人	157	217	277

※生活支援ボランティア養成研修の年間受講者数

③在宅医療・介護連携の取り組み

	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
在宅医療介護連携推進会議	回	6	6	6
在宅生活を支える多職種が集う会	回	3	3	3

④認知症サポーターの養成と活用

	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
認知症サポーター養成講座	回	110	110	110
認知症サポーター年間養成数※ ¹	人	1,000	1,000	1,000
認知症サポーター養成総数	人	10,700	11,700	12,700
認知症サポーター1人に対する高齢者数※ ²	人	3	2.8	2.6

※¹ 認知症サポーター養成講座の年間受講者数

※² 認知症メイト（サポーター養成者）および認知症サポーター1人に対する高齢者の数（割合）

⑤地域ケア会議の開催

	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
地域ケア個別会議	回	25	30	35
自立支援型地域ケア会議	件	24	40	40
地域ネットワーク会議(日常生活圏域)	回	12	12	12
地域ケア推進会議(市全域)	回	1	1	1



⑥訪問型サービスの体制整備

	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
「ご近所サポーター事業」実利用回数	回	1,336	1,796	1,892
「訪問型サービスB」実利用者数	人	40	60	72

【施策目標Ⅳ】介護保険サービスの充実 ～持続可能な介護保険事業の運営～

①要介護認定の適正化

	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
認定調査の点検	件	全件		
認定調査項目別の選択状況の 全国保険者との比較※	項目	9	9	8

※業務分析データより箱ひげ図から飛び出している調査項目数

②ケアプランの点検

	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
点検実施事業所数	箇所	12	12	12
1プラン当たり平均質問数	項目	12項目以下		

③介護給付費の通知

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
介護サービス利用状況通知	毎年3月に10月～12月給付実績を利用者に通知		

3 計画の推進体制

介護保険・高齢福祉担当課、庁内関係課等が、関係機関と連携を図りながら、計画を推進していきます。

(1) 庁内連携の強化

地域包括ケアシステムの充実のため庁内関係課と連携できる体制を強化し、相互に連絡を取り、庁内全体で問題意識を共有・協力して必要な施策に取り組みます。

(2) 県との連携

施策を推進するにあたっては、県による支援制度を活用するほか、十分な連携を図りながら対応していきます。

(3) 近隣の市町相互間の連携

地域の資源を有効に活用した保健医療サービスや福祉サービスの水準の向上に向け、近隣の市町と連携を図りながら取り組みを推進します。



4 市民への普及啓発

計画を円滑に推進するためには、市民一人ひとりの理解と協力を得ることが不可欠であるため、様々な機会をとらえて、説明を行うなど、市民への普及啓発に努めます。



資料編



資料編

1 花巻市介護保険運営協議会規則

平成 18 年 1 月 1 日規則第 132 号

(設置)

第 1 条 花巻市介護保険事業計画等の推進及び花巻市介護保険事業の健全な運営に関し広く意見や提言を求めするため、花巻市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 花巻市老人保健福祉計画及び花巻市介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 花巻市老人保健福祉計画及び花巻市介護保険事業計画の進行管理に関すること。
- (3) 花巻市介護保険事業の健全な運営のために必要と認める事項に関すること。
- (4) 高齢者等の保健福祉の向上に資するため必要と認める事項に関すること。
- (5) その他市長が高齢者等の保健福祉の向上に資するため必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民を代表する者
- (2) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設関係者
- (3) 関係団体等の代表
- (4) 医師及び歯科医師
- (5) 知識経験を有する者
- (6) その他必要と認められる者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認める場合は学識経験者並びに関係機関及び関係団体等に
対し、意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、長寿福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議
会に諮って定めるものとする。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

2 花巻市介護保険運営協議会 委員名簿

任期 自：平成28年3月17日

至：平成30年3月31日

(1) 市民を代表する者

【敬称略】

No.	所属・役職	氏 名	備 考
1	市民	橋 本 純 子	
2	市民	鎌 田 政 子	
3	市民	伊 藤 成 子	
4	市民	朝 倉 千 里	

(2) 介護保険サービスの事業者

No.	所属・役職	氏 名	備 考
5	特別養護老人ホーム大谷荘 院長	狩 野 隆 史	
6	特別養護老人ホーム桐の里 園長	佐々木 一 広	
7	特別養護老人ホームいしどりや荘 施設長	内 館 憲 二	
8	特別養護老人ホーム東和荘 施設長	伊 藤 芳 江	

(3) 関係団体等の代表者

No.	所属・役職	氏名	備考
9	花巻市民生委員児童委員協議会 会長	藤本 莞爾	
10	社会福祉法人花巻市社会福祉協議会 常務理事	高橋 照幸	
11	花巻市介護支援専門員連絡協議会 会長	熊谷 雅順	
12	一般社団法人岩手県社会福祉士会 理事	高橋 岳志	
13	一般社団法人岩手県理学療法士会	高橋 修	
14	公益社団法人岩手県看護協会 花巻支部長	平澤 智子	

(4) 医師及び歯科医師

No.	所属・役職	氏名	備考
15	一般社団法人花巻市医師会 副会長	小木田 勇輝	
16	花巻市歯科医師会 会長	島山 良彦	

(5) 知識経験を有する者

No.	所属・役職	氏名	備考
17	学校法人富士大学 教授	影山 一男	
18	花巻市区長会 理事（高木第三行政区長）	伊藤 昇	



花巻市高齢者いきいきプラン
花巻市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画
(2018年～2020年)

発行日 平成30年(2018年)3月

発行者 花巻市 健康福祉部 長寿福祉課

住 所 〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号

TEL 0198-24-2111(代) FAX 0198-41-1299

